

令和6年色麻町議会定例会12月会議録（第2号）

令和6年12月4日（水曜日）午前10時01分開会

出席議員 13名

1番	工藤昭憲君	2番	高森すみえ君
3番	佐藤忍君	4番	佐藤忍君
5番	相原和洋君	6番	河野諭君
7番	西村義隆君	8番	小川一男君
9番	今野公勇君	10番	中山哲君
11番	山田康雄君	12番	白井幸吉君
13番	天野秀実君		

欠席議員 なし

欠 員 なし

会議録署名議員

12番	白井幸吉君	1番	工藤昭憲君
-----	-------	----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	鶴谷康君
総務課長	高橋正彦君
企画財政課長	今野稔君
町民生活課長	渡邊勝男君
会計管理者兼税務会計課 長兼総合徴収対策室長	今野尚佳君
農林課長	浅野裕君
地域振興課長兼愛宕山公 園管理事務所長	菅原伸一郎君
建設水道課長	高橋秀悦君
保健福祉課長兼地域包括 支援センター所長	高橋康起君
子育て支援課長	今野健君

教育長	千 葉 律 之 君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	今 野 和 則 君
生涯学習課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	山 田 誠 一 君
農業委員会事務局長	山 崎 長 寿 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	遠 藤 洋 君
書 記	大 泉 信 也 君

議事日程 第2号

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問 |
| 日程第3 | 報告第8号 専決処分の報告について
(令和6年度色麻町一般会計補正予算(第5号)) |
| 日程第4 | 議案第70号 色麻町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例等の
一部改正について |
| 日程第5 | 議案第71号 色麻町地域防災計画の変更について |
| 日程第6 | 議案第72号 令和6年度色麻町一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第7 | 議案第73号 令和6年度色麻町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第8 | 議案第74号 令和6年度色麻町下水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第9 | 議案第75号 令和6年度色麻町水道事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第10 | 議員の派遣について |
| 日程第11 | 委員会の閉会中の継続調査承認について |
-

本日の会議に付した事件

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問 |
| 日程第3 | 報告第8号 専決処分の報告について
(令和6年度色麻町一般会計補正予算(第5号)) |
| 日程第4 | 議案第70号 色麻町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例等の
一部改正について |
| 日程第5 | 議案第71号 色麻町地域防災計画の変更について |

- 日程第6 議案第72号 令和6年度色麻町一般会計補正予算(第6号)
日程第7 議案第73号 令和6年度色麻町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第8 議案第74号 令和6年度色麻町下水道事業会計補正予算(第2号)
日程第9 議案第75号 令和6年度色麻町水道事業会計補正予算(第3号)
日程第10 議員の派遣について
日程第11 委員会の閉会中の継続調査承認について
-

午前10時01分 開会

○議長(天野秀実君) 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名、欠席議員1名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(天野秀実君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、12番白井幸吉議員、1番工藤昭憲議員の両議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長(天野秀実君) 日程第2、一般質問を行います。

前日に引き続き、一般質問を継続いたします。

3番佐藤 忍議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。佐藤 忍議員。

〔3番 佐藤 忍君 登壇〕

○3番(佐藤 忍君) それでは、私、11回目の一般質問をさせていただきますが、今日は何かいつもと違って後ろのほうからすごい圧を、圧を感じておりますが、いつもどおり質問させていただいてよろしいですか、議長。

○議長(天野秀実君) どうぞ続けてください。

○3番（佐藤 忍君） それでは、通告どおり、働き方改革について質問させていただきます。

働き方改革については、2019年に働き方改革関連法が整備され、働く方々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できる、そういう改革がスタートしております。スタートしてからのこの5年間、本町の改革について質問させていただきます。

4項目、通告しておりました。

まず、1番目に、町職員の働き方改革ですが、ワーク・ライフ・バランスの推進や生産性の向上、そういった取組状況と、町内の企業に対しての働き方改革支援策ということで通告しておりました。これ、一つ一つ答弁をいただきたいと思いますので、初めに働き方改革の取組状況について御質問いたします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 佐藤 忍議員の質問がございましたので、答弁をいたしたいと思います。

町職員の働き方改革の取組状況ということでございました。それから町内の企業に対しての働き方改革支援策ということで、この企業に対する働き方改革については、総務課長より答弁させたいと思います。

まず、町職員の働き方改革でございますけれども、内閣総理大臣が議長となって担当大臣を含む関係閣僚と有識者で構成される働き方改革実現会議が発表した働き方改革実現計画によりますと、テーマが9つございました。

1つが非正規雇用の処遇改善。それから2点目が金利引上げと労働生産性の向上。それから3つ目が長時間労働の是正。それから4つ目が柔軟な働き方がしやすい環境の整備。それから5点目として病気の治療・子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進。それから6つ目が外国人材の受入れ。7点目が女性・若者が活躍しやすい環境の整備。それから8点目が雇用吸収力の高い産業への転職、再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の充実。9点目が高齢者の就業促進というテーマが掲げてありました。

地方公務員においても国家公務員の制度を参考に、妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援の実施、時間外勤務の上限規制、フレックスタイム制やテレワークの導入などを実施する自治体も増えており、多様な働き方が現在求められている状況でございます。

現在、当町として独自の取組はありませんけれども、職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目的としました色麻町特定事業主行動計画においては、育児休業それから年次有給休暇の取得率向上、時間外勤務時間の削減などについて数値目標を定めていますので、達成に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、宮城県が実施する県内の市町村働き方改革では、栗原市、角田市そして当町が重点支援市町村に選定をされ、今後情報交換や先進地視察を行う予定となっておりますので、県やほかの自治体と情報共有をしながら、各種取組について検討してまいります。

生産性の向上の取組としましては、DX関連として今年度にAI議事録作成ソフトを

導入しておりますが、職員のDX推進プロジェクトチームも立ち上げており、現在各課でDXに関する業務の洗い出しや、庁舎内でのDX体験会を実施しているところであります。

今後につきましては、職員の業務以外にも行政手続や住民サービスのデジタル化を実施し、業務改善や効率化、行政サービスの充実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

後段のほうの働き方、企業の働き方改革についての支援策については、総務課長より答弁させたいと思います。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 企業のほうは、一旦、今答弁いただいたのの質問の後でよろしいのです。

働き方実現計画、多分実現ではなくて、私が調べたのは実行計画となっていたんですけども。多分、実現は実現会議で議論されてできたのが実行計画かなと思っておるんですけども。まずこの9項目挙げていただきました。それで当町としては独自の取組はありませんがというお答えでしたが、これ9項目全部についていまだに取組がないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） はい、お答えいたします。

町独自の取組をしていないということでありまして、人事院勧告に基づくものとか、あと法律に基づくもの、その辺の取組はこの9項目でやっておりますけども、町独自の取組は今現在やっていないということでございます。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） では、この9項目についてはいろいろやっている、改革を進めているということですね。

そこで、町長、一般質問は町長に対してするものなんですけれども、この9項目の何点かについて、各課の課長の状況を聞いてみたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

それではですね、⑦番の女性・若者が活躍しやすい環境整備、これがどのくらい整っているかという、ちょっと現状でよろしいです、忌憚のない意見をですね、できれば税務会計課長にお話を聞きたいと思います。

○議長（天野秀実君） あくまでも町長に対する質問ですので、町長がその課長に答弁をするように指示をすれば別ですが。町長。

○町長（早坂利悦君） 逆に言えば、女性や若者が働きにくい状況になっているかのような質問ということで受け止めていいんですか。そういうんではないですか。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 女性の立場で、町の中のこの活躍している環境状態がどういう状況なのかなというのを質問したいなと思ったわけです。それがかなわないのであれば、駄目ですよと言っていていただいて結構です。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） どういうふうを受け止められているかちょっと分かりませんが、私としては女性も若者も働きやすい環境であるというふうに認識しております。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） ちょっと、もう少しこの件に関して聞きたいこともあったんですけども、そういうことであればちょっと飛ばしましてですね、特定事業主行動計画、これ令和2年度から6年度までが計画時期で、これの公表、周知というのはしているのでしょうか。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

これにつきましてはホームページで公表しておりまして、今現在はですね、色麻町特定事業主行動計画、令和4年4月から令和8年3月までの計画を公表しております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） その行動計画、育児休業、年次有給休暇の取得率向上と、時間外勤務時間の削減の数値目標を定めているとの回答でしたが、この具体的に数値目標というのを教えていただけますか。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） この行動計画ではですね、5つの目標設定をしております。

まず、1つ目が育児休業取得率ということで、女性職員につきましては100%の目標、男性職員につきましては30%以上の目標を設定しております。

続きまして、目標の2番目といたしまして、男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率ということで、配偶者出産休暇につきましては100%、育児参加のための休暇につきましては50%以上の目標を設定しております。

続きまして、目標の3番目でございますが、年次有給休暇取得率でございます。これは平均取得率を40%以上という目標を設定しております。

続きまして、目標の4番目でございますが、時間外勤務時間の削減ということで、これを、この計画を策定したのが令和3年度に計画をつくって令和4年度から適用している関係上、令和2年度の時間外勤務を基準といたしまして、令和2年度の全体の時間外勤務時間の10%削減ということを目指しております。

それで、最後の5番目ですけども、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合、管理職にある職員に占める女性の割合を20%以上ということで目標を設定しております。

この5つの目標、計画に対する目標でございます。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 4年からやっているとということですけども、これ今現在どのくらいこの目標値に近づいてる認識でおりますか。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） はい、お答えいたします。

まず、目標 1 番目のですね、育児休業取得率でございますが、女性100%の目標に對しまして実績でも100%となっております。

それから、男性職員の育児休業取得率目標30%以上となっておりますが、令和 3 年度につきましては25%の達成でございましたが、令和 4 年、令和 5 年につきましては取得はございませんでした。

それから、2 番目のですね、男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率でございますが、配偶者出産休暇取得率、令和 4 年度につきましては75%、令和 5 年度につきましては100%でございます。それから、そうですね、これ目標も100%でございます。

それから、育児参加のための休暇でございますが、目標50%に對しまして令和 4 年度は50%、令和 5 年度は100%という実績になってございます。

それから、3 番目の年次有給休暇取得率でございますが、目標は40%以上となっておりますが、令和 4 年度につきましては30.3%、令和 5 年度につきましては34.4%となっており、これにつきましては若干でございますが目標には達してございません。

それから、時間外勤務時間の削減ということでございますが、令和 2 年度のを基準に10%削減という目標でございますが、令和 2 年度につきましては、時間外の総時間が全体で4,618時間ですので、これの10%削減となりますと目標数値は4,156時間となりますが、令和 5 年度の実績では4,251時間という実績になりました。

なおですね、時間外勤務につきましては、特にですね選挙のあった年につきましては、どうしても職員の時間外が増えてしまいます。昨年は町長選挙、県議会議員選挙、町議会議員選挙と 3 つの選挙がございましたので、その点でやっぱり時間外が増えたのではないかなというふうに考えております。ということで、時間外につきましては、その年度年度のいろんな事業によってどうしても増えたり減ったりということがありますので、一概にこう目標というのはなかなかちょっと難しいという事情もございます。

それから、目標 5 番目の管理的地位にある職員に占める女性職員の割合でございますが、20%以上ということでございます。令和 2 年度につきましては20%として目標を達成しましたが、令和 4 年は6.7%、令和 5 年度は7.1%という状況になってございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3 番（佐藤 忍君） 今、5 項目の点について、大変いい状況もあるようですし、管理職の女性の関係はやっぱりいまだに少ないようでございます。

これ、一つ一つですと時間がかかっちゃいますので、時間外勤務、これについてちょっと掘り下げてお聞きしたいんですけども。時間外勤務手当というか、残業手当になりますけど、近年の時間でも金額でもよろしいんですが、近年の月計と年計の平均と、職員の方で一番多く時間外勤務をしている方の数値が分かればお聞きいたします。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

ちょっと時間外の金額、それではですね、まず昨年、令和4年、令和5年で一番時間外をした職員なんですけども、令和4年度につきましては年間240時間をした方が一番でございます。それから、令和5年度につきましては226時間の勤務をした方が最高でございました。

それで、それに対する、ちょっと支出につきましては、人それぞれによって単価も違ってきますので、ちょっとそこまでは計算はしておりませんでした。240時間なので月平均20時間というような形になります。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 年間の残業時間、ちょっとこれ古いデータなんですけども、国家公務員で大体230時間強、地方公務員で150時間強、民間でも150時間以上という、これちょっと古いデータなんですけども、そういうデータがございます。

原則的には、月45時間、年360時間以内というのがございます。240時間前後であればそれ以内ですので、いいかなとも思うんですけども。でも、私の感覚からすると多いのかなと。私、個人的に時間外手当の金額を、ちょっと、30年から令和5年までちょっと拾ってみたんですが、確かに選挙があった年はすごい増えてますね、倍くらいになっております。ただ問題なのは、この働き方改革が始まって5年間のうちで、これをいかに減らそうと、減らしているんだよというのが見えれば、やってるなっていう、職員のためにね、やってるなって気はするんですけども、ちょっとこの私が調べたこの手当の金額を比べてみても、減らそうという、そういうのが見えてこないんですけども、この辺はどうでしょう、この5年間で。改革は進んでいるんでしょうか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 順調に、職員の皆さんが全員ですね、全員が正規の仕事をきちんとやってもらうということになれば、さほどの時間外も多分発生しないこともあります。ただ実際には、健康を害する人もあるし、あるいは精神的にやっぱりちょっと休まなくちゃならない人もあるし、それからさっき言われたように出産やその他で休む人もあるということのときに、結局は周りの職員にその分の負担が行くわけですね。あえてその分を募集をして入れるということじゃなくて、結局オーバーワークの状態になる人たちが出るわけですよ。ですから、どうしてもカバーするために時間外の労働ということもやむを得ないという場合もあります。

それから、確かに職員全体としては時間外できるだけしないようにという指導はしておりますので、やむを得ないという場合に限りはそういう状況も発生しやすいというふうに理解してもらいたいというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 今年の3月でしたかね、小川議員がこれとちょっと似たような、

会計年度任用職員について質問しております。そのときの答弁が、要するに1年以上の病気なりいろんな事情で欠員が生じても補充をせず回さなければいけないというような答弁だったと思います。それが要するに、その少なくなった職員の分をほかの方たちが時間外で穴埋めをしているという今の町長の答弁だと思いますが、そういうことをできるだけなくすためにこの働き方改革というのは始まったのではないのでしょうか。ですから、病気して休んでる職員がいるから仕方ないんだよではなくて、では、できるだけそういう病気で休むような職員をなくすような、なくすような、どうしようもない病気であれば仕方はないんですけども、例えばメンタル面のこととか、もっと言いますと人間関係、これも3月の小川議員への答弁ですけども、要するに明るい職場、風通しのいい職場になってれば、もう少し働き方改革に合った、仕事がうまく回るんじゃないかと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 職員の定数もありますから、確かに役場職員を増やすというわけにはいきませんが、今のようないふうなことに對して對應するためには、職員全体に最初から余裕を持つぐらいの体制を取っておかなくちゃならないわけですね、言ってみれば。結局、どういう形で休むかは別にしても、職員が本来の仕事をきちんとやってもらうための人数を確保してやってもらってるんですが、いろんな事情によって休む場合もあるわけですよ、結局ね。いろんな事情によってそれはやむを得なくて休む職員も出るわけです。それが、仮に何か月も、あるいは長ければ1年もというふうになるわけですけども、そのための補充はしてなくて、結局は周りでそれをカバーするという以外しかないわけですね。そういうことが、今質問がされたように、そういうことも含めて、言ってみれば負担にならないようにするというんであれば、最初から、例えば会計年度職員のように非常勤の方を少し多く、準備するって言い方はないんですけども、体制を整えておくというふうになる以外しかないんですね。ですけども、そういうことも果たしてどうかということになりますので、できるだけ、やむなく休む人を除いては、順調に頑張ってもらいたいというふうに思っておるところであります。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） そういうとき、今町長も答弁ありましたけども、そういうときのための会計年度任用職員ではないかなと。足りない部分を補うための1年雇用の会計年度職員。これ多分3月のときの答弁にも割合が示されました。5年度で41%いる、大変、私は大変多いなと。多分6年度は会計年度職員が87人から47人と半数近くに減りましたので、多分割合としては28%ぐらいに下がったのかなと思っておりますが、ただこれは、要するに働き方改革を努力したとかなんとかではなくて、認定こども開園の結果こういう数値になったという認識でよろしいですか。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

会計年度任用職員でございますが、先ほど佐藤議員おっしゃいましたように、令和5

年度は87名でございました。それが、令和6年度に47名になって40名減りました。その減ったそのほとんどが確かに保育所、幼稚園の保育士さん、会計年度で勤めてた保育士さんでございます。

それで、令和6年度47名ということでございますが、こちらにつきましても、そのほとんどがですね、建設水道課の道路作業員の方、それから農林課の林務の作業員の方、それから愛宕山公園管理事務所の公園整備をやっている作業の方、その方々だけで、そうですね、もう25名ぐらいになりまして、本当にですね、事務員、そのほかにもいろんな相談員さんとかそういう会計年度任用職員いますけども、実質的な事務員につきましては、今のところ、4月1日現在、今年の4月1日現在では6人の採用ということでございました。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 時間も時間です。この件をもっと掘り下げると時間かかっちゃいますので、これは次の②の項目でもう1回ちょっと、その辺についてお聞きしますけれども。

要するにね、町長、町の職員の方にできるだけ気持ちよく仕事をしていただいて、それで、それがイコール我々町民のね、いろんなサービスにつながるようにしていただきたいという気持ちなんです。

そこで一つ、岐阜県の例を挙げますと、ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度というのがありまして、それに登録するメリットがですね、いろいろあるんですけども、一つが金利優遇なんですね。ですから我が町でも、例えばですよ、仕事と家庭をともに大切にしている課を認定表彰して、その課の職員がですね、環境に配慮した住宅や通勤用の自家用車の取得の際に金利等を優遇できるような、そういう制度を新設してもいいかなと思っておるんですがいかがでしょうか。

議長。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） もう1回というので、リポートいたします。

岐阜県のワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度で、登録すると金利優遇が受けられるということなんですよ。そこで、色麻町も例えばね、環境に配慮した住宅の取得とか、通勤に必要な自家用車を取得する際の金利を、金利、借金したときの借入れしたときの金利ですね、そういうものの優遇措置があってもいいかなという、御質問です。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） ちょっとそこまでは考えないですね。町として、財政的に相当余裕のある町であればそういう考えもありかもしれませんけれども、そういう余裕はないと思ってますので、そういうふうにはするつもりはございません。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 多分そういう答弁だろうかと予測はしておりました。昨日の河野

議員への答弁を聞いても、財政難だと。

では、1番目のね、2つ目の町内の企業に対しての働き方改革支援策、これに入りますので、これ伺います。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 2つ目の御質問でございますが、町内の企業に対しての働き方改革支援策についてという御質問でございます。

現在、町では、町内の企業に対しての働き方改革の支援は行っておりませんが、厚生労働省や宮城県に設置している宮城働き方改革支援センターでは、社会保険労務士などの専門家が、事業主の方から就業規則の作成方法、賃金規定の見直しや労働関係助成金の活用などの相談を行っていますので、町内企業に対しましても国県が実施している企業向け支援制度の周知に努めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 町内の企業に対しては、今のところ支援は行っていないということですが、これもちょっと三重県の例を挙げさせていただきたいと思います。働き方改革こそが地方創生の鍵であると捉えて、働き方改革セミナーの開催やコンサルティングの導入などの改革推進企業の登録、表彰を行っております。その登録を受けた会社の取組の1つですが、私、すごいいいなと思った取組がですね、育児、介護目的の有給休暇を無制限で付与する。画期的なものだと思います。これ町の職員にも、例えば町内の企業にも、このような斬新的な取組が是非必要と考えますが、町長の考えはいかがですか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 全般的に、働き方改革ということになれば、企業でもあるいはどのような職場でもですけれども、人を今までよりも多く確保しなくちゃならないわけですね。いわゆる働き方改革っちゅうのは、さっき言った、さっきの話のあるように、時間外とか今までのように何時間も1人で働くということを規制するために改革をしようとして、制限を設けていくということですのでね。

ですから、例えば、今、ちょっとこれ話とは関係ないかもしれませんが、加美病院も今までの医師、毎日宿直で大学から来てもらってるわけですね。その先生方も、この働き方改革によって夜間は診察に来られても診ないということで、入院患者しか診ないということで、そういうふうにはですね、要するに金を投入して、人を投入してというふうにしていかないと、多分、今、質問受けたようなことに対する対応はできないんですよね。

ですから、言ってみれば、例えば有給休暇も無制限だというのであれば、それぐらいに対応できるぐらいの財力なりというものがあれば、それは結構なことだと思うんですが、それから人も、それに対応するぐらいの人も準備できているというのであれば、それは大丈夫でしょうけれども、普通はそこまではいかないんじゃないかというふうに思うんです。理想ではあると思いますけれども、その段階のそのレベルに達するま

ではまだ相当時間を要するのではないかと私なりには思います。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 働き方改革が多く職員を雇わなければならないというわけではないかとは思いますが、要するに、旧態依然のようなやり方ですと進んでいたんでは、この人手不足の世の中で町の職員になる方もいなくなってしまうのではないかとこのことを大変危惧してます。

そこで、この三重県では、この取組の成果としてですね、そういうことを導入している企業などが業績がアップしている、それから残業の削減にもなっている、それからもう一つ大きいのが、県全体で出生率の増加につながっているという成果が出ているらしいんですね。そうすると、この働き方改革こそがもしかしたら少子高齢化対策になり得るのではないかと思うわけですよ。もう一度、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 働き方改革というのは、世がそういう流れということですので、当然それは必要であって、そういう努力はしなくちゃならないと思います。

それで、例えば町としては、町としてはですけども、今それぞれの町が別々同じような仕事をやるわけですけども、それを共同でやるものはないだろうか。例えば、何かの仕事は色麻町も加美町もどこの町もみんな同じような仕事を、何人かで対応してやっているわけですね。それをどっか1か所で全部の町の仕事を、少ない人数でやれないだろうかということで、今大崎市内の市町で今検討会を始めました。これはまだまだ、今のところどういう仕事が、今言ったようなことでやれるかどうかという、今洗い出しの状態ですけども、そういう目標に向けて、例えば今言ったように、どんどんどんどん人も少なくなる、あるいは職員に成り手もなくなる、そういう対応ということ動き出してはおります。

また、やっぱりこれは役場のことを考えれば、これもどこの町でもややスリム化の方向へ向かってやろうという考えですので、これは本町としてもそれは大きい課題として、そういう考えでやっていく必要があるというふうには考えております。

具体的に、一つの具体化というのは、例えば認定こども園の民営化なんかもそうですね、実はね。結局は、全部今までは町の職員でしょう。それが民営化にすることによって、町の職員はその分はなくなってもいいわけですよ、将来。今のところ、今までいた人は役場のほうに入ってきてますけども、将来のいわゆる保育所あるいは幼稚園に、町職員としてはなくていいということになりますので、そういう意味でのスリム化ということも含めて、捉えていかねばならないというふうに思っております。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 今の答弁の中にあったその同じ仕事をですね、町だけではなくて、大崎管内だったら大崎管内で共有してやっていくってのは、これは働き方改革の中ではもう、物すごく理想的ないいことではないかと、私、思います。

それで、今、人手不足のお話が出ましたので、②の地方自治体の人手不足が懸念され

る中、という質問に入っていきます。

これ、量・質・戦力と書いてありますが、一番聞きたいところというのは若手職員の、要するに定着促進でございます。ワン・オン・ワンミーティング、これ、聞きなれない言葉ですが、部下と上司が一对一で面談を行うというシステムでございます。メンター制度、これは直属の上司ではなくて、新人や若手社員に先輩社員が相談役とついていろんなことに、話を聞く、いろんな話を聞くという仕組みなんです、こういうことについて、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

ただいま佐藤議員からありましたように、ワン・オン・ワンミーティング、メンター制度につきましては、ただいまの佐藤議員がおっしゃったとおりでございます、ワン・オン・ワンミーティングにつきましては上司と部下が週1回とか、必ず面談をする。それから、メンター制度につきましては直属の先輩後輩ではなくて、ほかの部署の先輩後輩が1組になっていろんな相談事を聞くというような制度でございます。

どちらの取組もですね、職員間のコミュニケーションが活性化することで、組織の成果に向けた率直な意見や素朴な質問を誰でも気兼ねなく安心して発言できる、心理的安全性が確保され、仕事に対するモチベーションアップも期待できるというふうには考えておりますが、現在色麻町、本町では今のところこの制度は導入しておりませんが、現在は各課、各係によって、人事評価以外のコミュニケーション方法、情報共有の仕方を、異なることから、共通的な職場のマネジメント方法についての庁舎内研修実施についての今後検討としていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 答弁書に、町独自試験のメリットが書いてありました。令和5年度は申込者が2名でしたが、6年度には21名の申込みがあった。21名の申込みもあるのであれば、全然この地方自治体の人手不足なんか心配する必要がないのではないかなと思うんですけども、この21名の方の募集で何名が合格して、今現在何名職員として働いていらっしゃるのでしょうか。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） まず、この令和6年、今年度実施しました採用試験につきましては、来年、令和7年4月採用のための試験でございました。ですので、まだ採用している、勤めている職員はございません。

それで、条件といたしましては行政職の上級試験ということで、21名の応募がありました。ですが、実際に1次試験を受験した方は2人欠席で19名でございました。それで、学科の1次試験を合格した方が5名でした。それで、2次選考がありまして、2次選考で合格した方が3名となりました。それで、この3名の方に来年度の4月に色麻町で働く、採用される気があるかというような意見を、意見じゃない、意思を確認しましたと

ころ、1名が辞退されまして、今現在採用予定者は2名ということになっております。

ということで、今受験生、本当に人手が足りなくて、いろんなところをいっぱい受けてます。県庁だったり仙台市役所だったり国家公務員だったり、そういうところも受けておりまして、二重三重で合格通知をもらっている方もいらっしゃると思いますので、どうしても条件がいいところが合格すると、そちらのほうに行ってしまうと、役場のほうは辞退というような形になってしまいまして、今現在そのような状況でございます。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） これ、令和6年の21名が申込みあったときの募集人員は何名という、採用予定が何名だったんですか。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） はい、お答えいたします。

その募集要項には若干名ということで書いております。

○議長（天野秀実君） 3番佐藤 忍議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。3番佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 答弁にありました21名の申込みがあつて、実際には2人採用予定という。これ我が町だけじゃなくて、もう日本国内全国で、この公務員辞退率、すごい高くなってるんですよ。やっぱり、多分皆さん掛け持ちで受験しといて、同じ市町村でも、多分あれでしょうね、町長、給与ね、月給どのくらいかってのはやっぱり比べるんでしょうかね。それと、私が言いたいのはそれ一つ、ここの町はすごい働きやすいのかやすすくないのかというのも、辞退するかしないかの選択の中に入ってきてるのかなとも思っておるんですが。答弁の中のUターン・Iターン者を対象にした試験、これ合格者なかったっていうのは、これなぜなのでしょう。

○議長（天野秀実君） 副町長。

○副町長（鶴谷 康君） 今年ですね、試みとしましてこのUターン・Iターン、年齢は50歳ぐらいまでの方ということで募集をかけましたところですね、3人の方に募集をいただきました。学科試験とかそういうのではなくて、プレゼンテーション、色麻町ということに関してのプレゼンテーションをしていただいた後に面接をしまして、その結果

としまして、プレゼン自体はやはり皆さんしっかりと準備してきているのでいいんですけど、やっぱ面接をしますと、どうしてもその公務員としてやっていけるのかなという評価をしたときに、3人ともちょっと難しかったというような状況で、今回は合格者なしということになりました。来年度以降もですね、また引き続きやってみたいなというふうに思っております。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） そうですか。ちょっと残念な大変結果ですね。もうどんどん色麻町の出身者がね、戻ってきていただいて町のために、町民のためにやっていただければ、もう理想的な形かなと思うんですけれども。

その公務員の、ここで公務員の数ですね、私ちょっとね、不思議だなと思って、この国際比率、町長これ、公務員数の国際比率って見たことございますか、ないですね。私も初めて見ました。そうしたらね、びっくりしました。世界、全国ではないんですけども、OECDありますよね、経済協力開発機構、これ三十五、六か、そのくらいの国が加盟してるんですけども、その中で一番少ないんですね、日本は。最低だという結果です。それで何%、国民全体に対して何%かっていうとね、日本は4.5%なんです。一番多いノルウェーが30%以上あります。スウェーデンも29%以上ある、デンマークも28%以上あります。それに比べるともう半分なんてもんじゃないですね、大変少ない。その人数でこの業務をこなしていただいている。ですから、先ほど副町長も言いましたとおり、本当にそういうことをきちっとできる方に職員になっていただいて、それであわよくば途中で退職とかしないですって定年退職まで定着していただきたいなと。ですから、今日の私の質問なんですよ、町長。

いろんなこと言いましたけども、本当にいろんな、メンター制度や、いろんなとかくできることを取り入れて、できるだけ町の職員が働きやすい環境整備をしていただきたいというのが、今日の私が一番言いたいことだったんですね。

そういう意味でも③番の週休3日制ですね、これもそういう意味での質問なんです。宮城県が職員確保の緊急プランとして、選択的な週休3日制とカムバック採用を26年度から導入したいという。これに倣ってですね、色麻町も、ぜひ町長、導入を検討していただきたいなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 私も職員には長く働いてもらいたいという思いは同じです。ただ、今、全般的に、全体的に、いや職員だけじゃなくて、町だけじゃなくて、若い人たちの全体的なその動き、あるいは考え方というのが、必ずしも1つの職業で一生やろうという考えは持ってないですね。ですから、例えば待遇だって色麻町の待遇も公務員ですから同じですよ、これは全国、公務員ですから同じですけども。ただ、それでも若い人たちの考え方っていうのは、一頃と違ってね。結局、ちょっとでもやっぱり自分と意に合わなければ別の職場をすぐに見つけるという現状ですので、やっぱり動きが早いんですね。これは公務員だけじゃないんですよ。どの職場でも同じなようなんですよ。そし

てしかも、若い人たちが全体的に少ないということですので、どこの職場でもやっぱり引っ張りだこですので、結局競争率も高いということで、いろいろ事情もあるにしても、考え方が一頃とはちょっと違うなという思いはあります。ただ、今言われたように、長く勤めていただきたいという思いは同じです。

それから、週休3日ということもありましたので、総務課長から答弁させたいと思います。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） はい、お答えいたします。

県で採用を予定している選択的週休3日制、あるいはカムバック採用について色麻町でも取り入れたらどうだ、どうでしょうかというような御質問だったと思いますけども、宮城県では全職員を対象に1週間のうち出勤する4日間の勤務時間を約2時間延長し、残り1日を休日とする内容の検討がされておりまして、全国的にも試験運用している団体も見られます。

この制度のいいところといたしましては、ワーク・ライフ・バランスを重視した柔軟な働き方ができるということで、それを職員の確保につなげることを目的としているようでございます。

それから、カムバック採用につきましては、行政経験者の職員確保が期待できるカムバック採用を取り入れている自治体も増えてきております。過去に職員でいた一定期間の勤務実績があつて、結婚とか出産とか育児とか介護などを理由にやむなく、やむを得ない事情や、転職、起業等のキャリアアップのために退職した方を対象として、再度、その自治体職員として採用する試験を行い、採用するものでございます。

当町では、まだこの2つの取組に関しても、現在検討も行っておりません。選択的週休3日制につきましては、なかなかですね、当町のような小規模な自治体では、1人が様々な業務を兼務しているため、1人が不在となるだけでも他の職員への負担の増加、窓口対応する職員数を増加しなければならないというデメリットも懸念されます。また、基本的に、全職員を対象とすべき制度であるために、人数が少なれば少ないほど人事管理のハードルが高いというふうに考えられております。

カムバック採用につきましても同様で、大規模な自治体と対象者の絶対数が違うことから、先ほどの質問で答弁したように、当町に合った取組を検討してき、多様な人材確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 残念ですね。優秀な人材を確保するためには、すごくいいPRだと思うんですけども。それから町長の答弁、町長の答弁これなんですよ。一生やろうと思ってるんですよ、今の若い人たちは。我々は違ってましたけども。それを、いや、この職場で、この部署で定年まで働きたいと思わせるのが町長の、副町長の役目ですかね。これが働き方改革、何のための改革なのやと、このためなんですよ。ぜひ、私と

しては、もうちょっと考え直していただいて、前向きに検討していただきたいなと思っています。

時間がないのであまり深く入らないで、4番目に移ります。

令和6年度から段階的に雇用率が引き上げられる障害者雇用ですが、本町の実情と方向性を伺います。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

地方公共団体における障害者雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律第6条に国及び地方自治体の責務として自ら率先して障害者を雇用することが規定されており、各団体の実情に応じて障害者の雇用をしている状況であります。

また、国及び地方公共団体の法定雇用率は、令和3年度に2.5%から2.6%に、令和6年度には2.6%から3%に引き上げられましたが、経過措置として令和8年7月までは2.8%が法定雇用率となっております。

段階的な引上げが始まってからの当町の障害者雇用率は、令和3年度が3.16%、令和4年度が3.98%、令和5年度は2.30%となっており、令和6年度の障害者雇用率は2.86%と、現在法定雇用率を達成しております。

また、障害者雇用の職員はいずれも事務補助員の会計年度任用職員として採用しており、各課において職員の業務の補助など様々な業務に従事しているところでございます。

以上です。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 雇用率達成しているということで安心しておりますが、これ教育委員会は、特例認定を受けているんですよね。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 特例認定を受けております。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 現在の障害者の方の雇用人数は何人でしょうか。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 今現在は3名でございます。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） その方々の週の労働時間と、重度の障害者の労働時間というのは何時間ぐらいになってますか。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 勤務時間につきましては、その会計年度任用職員と面談をして、相談した上で勤務時間を決めております。1人が1日6時間、週5日勤務で週30時間、それからほかの2名につきましては1日7時間、週5日勤務で週35時間の勤務という体系になっております。

以上です。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 確認します。重度の障害者は30時間未満ということによろしいんですか。週7時間の5日間の35時間以上というのは重度でない方の換算ということですね。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

今現在勤めている職員の方におきましては、その重度だとかという区分はしておりませんで、その職員と面談した上で、勤務時間を決めているところでございます。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） ちょっと意味が分かんないんですけども、重度か重度でないかというのは、障害者手帳でどのくらいの障害を持っているかで決まるわけですよ。ですから本人との話とか、そういうあれをしてるとかどうかの話ではないんですね。そして、これは大変重大なことで、重度か重度でないかによって勤務時間によって換算人数違いますよね。倍になります。そのことを聞いてます。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

確かに重度によって換算人数は違います。それはそれで計算はしておりますけども、その勤務時間が、その重度によっていろいろ制限があるかどうかというところではないというふうに考えております。佐藤議員言っているのは、その重度によって勤務時間が決められているというような御質問だったのか、ちょっと確認したいんですけども。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 勤務時間が決められてるというのではなくて、ちょっと私のうちにもね、重度障害者がいるもんですから。町で障害者を、要するに雇用率を達成するために何人を雇わなければいけないというのがございますよね。例えばですよ、4人雇わなくていいところに、例えば3人で雇用率を満たそうと考えた場合に、重度の方に30時間以上勤務してもらおうと2人換算になるわけですよ。そういうことはしてないですねということですよ。

○議長（天野秀実君） 副町長。

○副町長（鶴谷 康君） 3名しかいない職員の個人情報にも当たりますので、その辺については答弁差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） すいません。誰が重度かを聞いてるわけじゃないですよ、副町長。重度の方を30時間以上勤務させているということはないですねという確認をしてるわけですよ。要するに、じゃあもっと別な質問をしますと、この3名というのは、色麻町で3名雇用すれば雇用率がクリアになってるわけですか、3人で。ということは、この3人は、全員じゃあ、そういう考え方であれば、重度の方も1日としての換算で仕事をしているということになりますね。それでいいですか。いいですね。分かりました。後

から違ってたということはなしですよ。答弁いただきます。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 佐藤議員おっしゃるような認識でよろしいと思います。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） それでは時間も17分ですから。

その方々っていうのは正職員ではないんですよね。会計年度職員なんですよ。

なぜ会計年度任用職員で雇用なんでしょうか。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

なぜと言われましても、今、正職員として、正職員で障害を持っている方がいらっしゃるのではないですし……。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 質問が悪かったかもしれません。じゃあ、もうちょっと。本当は会計年度任用職員というのはどういう職員ですかっていうのも聞きたかったんですけども、時間がないので私が説明します。

会計年度任用職員というのは、業務繁忙期や職員に欠員が生じたときなどに職員の補助として1会計年度内を任期として任用される非常勤の公務員、という位置づけがございます。

障害者雇用というのは、1年だけ雇用すればいい、足りないから雇用すればいいという問題ではないと思うんですよ。ずっと、年間本当にその何十人、38人以上でしたっけ、それ以上の企業なり団体なりは必ずずっと、その雇用率を達成するために雇用しなくちゃいけないわけですよ。雇用してない企業もございますけども。ただ、自治体としてはお手本を見せる意味でもきちっとその雇用率をクリアしてやるべきだと私は思ってるんです。ですから、そういう1年だけでよいという考えではなくてですよ。この先ずっと、その方が退職すると言うまで、きちっと雇用してあげるのが私は筋ではないかと思うんです。ですから、なぜ会計年度職員で採用しているのかなということをお聞きしました。もう1回答弁お願いします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 達成はしておりますよね。さっき総務課長が言ったとおりですから。それで、会計年度職員、なぜかと言われますと、じゃあ正職員を受けてもらえばいいんですよ、結局ね。公務員試験を受けて正当に試験を通ってもらうということになれば、それはそれでいいと思うんですよ。ただ、何となく質問の趣旨から言いますと、いわゆる障害者の方は正職員であるべきだというような感じの質問のように聞こえたんですけども、あくまでも、会計年度の場合は1年契約ですけども、障害を持っている方でもずっと引き続きお願いして働いていただいているということですよ、本町は。確かに1年契約でありますよ。だけど毎年継続して契約してやっているということですので、決して心配なされているような質問のような状況ではないというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） といいますと、正社員として雇用者を募集はしていないということですね。あくまでも障害者の募集は会計年度職員に限って募集しているということでしょうか。

○議長（天野秀実君） 副町長。

○副町長（鶴谷 康君） 一般の申込みに障害者の方が申し込んでも全く影響はないということがまず一つ。それからですね、障害者枠としてその別枠で正職員の採用試験というのを、十何年前か、恐らくしたことはあるんですけども、あまり募集がなくて、された方も採用までには至らないような状況だったと、ちょっと、私が担当したわけではないですけど記憶があります。今議員がおっしゃるようになりますね、正職員でそういう人を雇用すべきだという考えには全く同じ考えでありますので、そういう方がいれば積極的に採用していきたいなというふうには考えております。ただ、正職員は採用しないということではなくて、該当者がいらっしゃれば採用する意思はあるという考えでおります。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） もしですよ、私が障害者で、障害者雇用で採用されていたとしたら、何かこの会計年度任用職員では1年限りなので、いつ要らないよと言われるか不安ですよ、1年間。そういう状況の中で、働きがいを持ってですね、色麻町のために何か一生懸命やれるだろうか。それから、正職員の仕事を幾らでも助けてあげようという気になりますかね。逆に薄れるんじゃないかと思います。例えばですよ、町長。町長任期今4年ですけども、これ任期1年になって、1年で次当選するかどうか分からないというときに、なかなか町政に身が入りませんよね。そんなことはないですか。失礼いたしました。そんなことがなければ大変よろしいんですけども。私の例ですよ、私が障害者として会計年度職員であれば不安です。そうしますと、もっと安定した正社員として採用していただけたらというところがあればそっちに移りたくりますよね。そうしますと、障害者雇用率は下がると。いや、そういうところも是非ね、私は改善していただいて、全員をつていうわけではないですけども、どうしてもこの人はね、長く仕事をやっていただきたいという方については、正規職員として雇用していただきたいというのは私の希望でございます。

それからもう一つはですね、障害者のために合理的配慮、これもいろんなことあるんですけども、合理的配慮についてはきちとなされていますでしょうか。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員、その合理的配慮というのは具体的にどういうことなのか、質問の中で説明していただければ助かります。佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 時間がないので簡単に説明します。

例えば募集のときの配慮とか、例えば試験のね、試験を受けるときに、障害者の方はほかの方より試験時間を長くするとか。要するに、回答に時間がかかりますのでそういう配慮とか。それから採用になった後の施設設備ですね。机の高さ、腰かけの高さ。それから車椅子であれば車椅子で自由に歩けるかどうか。それから、その人に対していろ

んな、トイレに行くときとか、いろんな仕事以外のことがありますよね。その援助を行う人がちゃんといるかいなか。そういうことが、それだけではないですけどもね、そういうことが合理的配慮ということになります。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

その対象者によって、その合理的配慮はやっているつもりでございます。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） やっているんですね、やっているつもり、やっているつもりとやっているとは、ちょっと。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 大変申し訳ございません。やっております。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 安心しました。障害者の、やっぱりいろんな障害持ってる方がおりまして、やっぱりその程度によって、我々健常者っていうのはどうしても、これしかやれないだろう、このレベルだろう、そういう思いが多分働くと思うんですね。ですから、そういう見方ではなくて、どこまでやれるかを相談し合って、それで相談し合った中で、ここを改善してもらえば私はここまでできるんだよというような、働きがいを持ってもらえるような環境整備が、大変必要だと思うんですよ。

ですから、時間がないのでまとめにしますが、町長がいつも言っているとおりね、円滑に職場になじみね、やりがいを持って働ける環境づくりを促進し、不本意な離職者を極力生じさせないことを採用に関する目標としておりますと。最後に、この言葉を信じてよいのか、駄目なのかを聞いて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） どうぞ信じていただきます。

○3番（佐藤 忍君） 終わります。

○議長（天野秀実君） 以上で、3番佐藤 忍議員の一般質問が終わりました。

次に、2番高森すみえ議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。高森すみえ議員。

〔2番 高森すみえ 登壇〕

○2番（高森すみえ君） 2番高森すみえです。議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

最初に、議長にお諮りいたします、すいません、議長をお願いいたします。

私、2つ質問を用意しておりました。そのうち、2つ目の質問から先にさせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（天野秀実君） はい、大丈夫です。

○2番（高森すみえ君） ありがとうございます。

では、2つ目の質問から入りたいと思います。

2つ目の質問は、新型コロナワクチンの接種状況についてお伺いいたします。

10月1日から始まった新型コロナワクチンの定期接種について、色麻町内の接種状況をお伺いいたします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 高森すみえ議員の質問に答えたいと思います。

10月1日からの新型コロナワクチンの接種状況ということでありました。

65歳以上を対象とした新型コロナワクチン定期予防接種は、医療機関からの報告を基に接種状況を把握しておりまして、現時点においては10月の接種状況のみの回答となりますけれども59人であります。対象者である65歳以上の人口から算出した接種率ということになりますと2.47%ということになります。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 町内で10月中に接種をされた方の割合は2.47%ということで認識いたしました。

関連なんですけど、こちら健康被害救済制度などの町の相談窓口については、町民の方、どのくらい相談に来ているのでしょうか。お伺いします。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 10月1日以降の定期接種ということになりますが、そちらにおきましては今のところ町の窓口がその相談窓口になっておりますが、こちらのほうへの相談等はないというような状況でございます。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 相談ないんですね。新型コロナワクチンにつきましては、町民の命に関わる大変大事なことだと思いますので、ちょっとお伺いをしたいです。

町の広報紙10月号の18ページによりますと、令和6年度新型コロナワクチンの予防接種のお知らせとして町民に周知がなされておりました。この中では、中ほどに予防接種の効果、それから副反応、健康被害救済制度等についてよく理解し、本人または保護者が希望した場合に接種を受けるようにしましょうとありますが、町としてはワクチンの接種に対して、特にその副反応やリスクについて、町民にどのように周知をなされていますか。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 新型コロナワクチンの定期接種をですね、希望される方におきましては、基本的には保健福祉課に来庁いただき、そこで予診票と接種に関する説明書等を配付しております。その際、接種の効果や副反応、健康被害救済制度に関する内容が記載されている説明書をですね、必ず目を通すように説明してお渡ししているところでございます。

そのほかにもですね、医療機関で接種を受ける際にも医師から説明を受けて、内容を理解した上で接種に同意するか、その辺を確認された上で、実際接種を行っているというような状況でございます。

以上になります。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） ワクチン接種のメリットやデメリット、そうしたものは、自治体の説明以外にもSNSはもとより、最近は地上波でも少しずつですが取り上げられてきました。ですが、どのくらい多くの人がある情報を目にするのでしょうか。例えば町長は、ワクチン接種に参考になるような情報、どこから入手していますか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） あまり参考になるような話は自分では探そうとはしてないんで、今まではほぼほぼ毎回やっておったということです。今回は、今までも、あるいは今回もですけども、やっぱりワクチンは絶対というわけではありませんので、今言った心配されているような副反応なりということもあることも事実でありますので、あくまでもやっぱり自己責任の中で判断されて、さっき課長が言ったように、いろいろ問診票なりなんなりはあるはずですけども、そういう中を見て、あとは自己判断、自己責任で判断されるということ以外しかないんだろうと思います。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 確かに自己判断をして、自分の責任において接種をするのは、私も同じ思いであります。ただ、その判断をする上での情報、これは多いにこしたことはありません。

情報弱者という言葉御存じでしょうか。そういった情報弱者と言われている人たちがおります。主にテレビとか新聞などの媒体からしか情報を得られていない、そうしたこと、そうした人たちです。御年配の方が多いかもしれません。

ワクチンなど、人の命に関わることは、接種をするしないの判断をするのにたくさんの情報が必要だというふうに感じます。

令和6年10月の接種に向けて、厚生労働省が作成しましたリーフレット、これにはワクチンの効果と安全性についてこのように書かれています。

ワクチンの効果に関しては、新型コロナワクチンは有効性や安全性が確認された上で薬事承認されており、さらに国内外で実施された研究において、新型コロナ感染症による入院などの重症化を予防する効果が報告されています。もう一つ、令和5年度秋冬の接種で用いられたオミクロンXBB1号系統対応ワクチンの効果として、新型コロナ感染症による入院を約40から70%程度予防したとの報告が国内外で行われています。2つ目のことに関しては、要するに入院を予防したということで重症化が防げたと。そうしたことを裏づけているものであると言えます。

次に、ワクチンの安全性についてこのように書かれています。各社のワクチンについて、以下のような副反応が見られることがあります。また、頻度は不明ですが重大な副反応としてmRNAワクチンについてはショック、アナフィラキシー、心筋炎、心膜炎、組換えたんぱくワクチンについてはショック、アナフィラキシーが見られることがあります。今、使われているワクチンが5社ありますけれども、その5社のワクチンでどの

ぐらゐの症状が副反応として出るかというものがざっと表になって書かれています、大体痛みや疲労感や頭痛、それから発熱、嘔吐、痛み、腫れ、発疹、そのようなことが大体書かれておりました。これが厚生労働省の示している安全性についての報告です。

予防接種健康被害救済制度についてもここで触れられておりました。予防接種健康被害救済制度について、予防接種は感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから救済制度が設けられています。制度の利用を申し込むときは、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村に御相談ください。

このように書かれておりました。

救済制度とはどのようなものなのか、そして、書かれていたんですが、ではこの救済制度に今までに全国でどのくらいの報告、申請が行われていたのか調べてみました。

一番最新のものは、令和6年11月29日付で公表されているデータです。健康被害救済制度、これまでの申請受理数は1万2,480件、そのうち健康被害と認定された件数8,501件、そのうち死亡者数915件、コロナワクチンが接種されてから現在まで健康被害救済制度で認定された中だけでも915件、1,000人近い方々が死亡認定を受けています。

こちらの、これは新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査分科会というところで審議をしているのですが、11月29日に行われた審議結果の表がずらっと、これはホームページ上で見るができます、載せられています。このときに審議されたのは56件、そのうち亡くなった方は、死亡認定された方が6件、そのうち6件のうち5人が突然死というふうに判断されています。そのほか認定された健康被害、そうしたものは致死性不整脈とか脳炎、それから心肺停止、脳梗塞、そうしたものが、そのほか何か難しい名前のもものがいっぱい挙げられていて、脳内出血とかリウマチ性多発筋症とかそういったものが認定されております。もちろん副反応、厚生労働省のこのパンフレット、リーフレットに載せられている副反応、その中、その症状が書かれているものも認定された人の中にいます。発熱、腹痛の増悪、嘔吐症、頭痛、倦怠感、めまい、両手先しびれなど、いろいろ書かれているんですが、このように、健康被害救済制度の中身をよく見てみると、本当に安全性が確認されているのだろうか、そうした疑問が湧いてまいります。国は本当にこういうワクチンを65歳以上の人に推奨するのかと、私個人的にはとても疑問に思います。

そのほかにも一応データあります。すいません、のですが、この内容について町長はどのようにお感じになりますか。

○議長（天野秀実君） 2番高森すみえ議員にお諮りいたします。

ただいま高森すみえ議員の一般質問に対する答弁となりますが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

1 時30分まで休憩いたします。

午前 1 1 時 5 7 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。2 番高森すみえ議員の質問に対する答弁から始めます。町長。

○町長（早坂利悦君） ちょっと、間空いたものでしたので、もう 1 回確認させてもらいたいんですけども、質問の趣旨だけもう 1 回、すいませんがお願いします。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2 番（高森すみえ君） では短くまとめて簡潔にいきたいと思います。

予防接種健康被害救済制度について書かれていた厚生労働省のデータを基にお話をいたしました。リーフレットには、極めてまれではあるものの副反応による健康被害をなくすためにとありますが、開いた途端にまれとは思えないほどの多くの事例、特に死亡事例も含めたものがありましたので、これは本当に安全と言えるのかどうかということをお話ししておりました。こういった情報は、私たちに伝わるものがほとんどありません。そうした状況についてひどいと思わないでしょうか、町長、見解を求めます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） ワクチンっていうのは、健康な体に打つわけですね。ですから、大なり小なり必ず副反応、副作用というのがあると言われておるようです。たまたま今コロナワクチンの中で、今度新しく出たの、レプリコンだったかな、レプリコンワクチンだかって出たんですよね。そのことについても大変効果があるっていう人もあれば、大分副作用が強いという人もあれば、いろいろ説があるようなんですけれども。いずれにしても、やっぱりそれはいろいろ述べられたように、いろんな症状が出るという可能性もあるということです。あくまでも自らが判断されて、自己責任の中でそれは打つということになるのではないかというふうに思っています。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2 番（高森すみえ君） 私もそうしたいろいろな症状がある中で、自己判断で予防接種は行すべきものと同じように考えております。

ただ、その中で情報ですね、そのワクチンが果たしてどういうものなのかということ、知識を取り入れてよく調べてからそうした判断をしてほしいと思っています。なのでこういった質問をさせてもらっておりました。

先ほど町長のほうからちょっとお話がありましたレプリコンワクチンについて、こちらのほうの製造している会社の社員が 1 冊の本を書きました。10月1日が予防接種の開始日、その数日前に出版されました。あるんですけども原本が。「私たちは売りたい

ない」っていう本ですね。こちらの本を製薬会社の社員の方が、実際に私たちは胸を張って安全だと言えないような商品売りたくないということで本を出しました。その中で、このように述べてます。予防接種、コロナワクチン接種を含めた全般、ワクチン接種においては、本来であれば2件目の死亡事例が発生した時点で、コロナワクチン、ワクチンの接種は一旦中止、そして広く注意喚起をして徹底調査をすべきだというふうに書かれておりました。これが製薬会社の営業社員、情報をよく知る知識のある方の意見、現場の人間の、何ていうんでしょう、アドバイスとか意見ですね。こういった意見を、実際に出ているのですが、私も素人ながら不思議に思います。これだけの被害が出ていながら、なぜ厚生労働省は調べないのか。一旦止まって、情報をきちんと確認して、何か調べないのかということをとっても不思議に思っています。なので、どんどん今、そういった不信感を持つ方が多くなっているんですね。

今、先ほどお話ししたように情報が不足しています。こういった情報を、命に関わる情報ですので、実際にたくさんの情報を知らしめる、一般の方々、町民全般に広くいろんな情報を、メリットもそう、デメリットもそう、今言ったような情報もそう、そうしたものを広く伝えてあげる責務があると、行政には、考えておりますが、町長であれば、こういった情報を町民に知らせなければならない責務があると思われませんが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） ただ、このコロナワクチンについては、病名が出てからの日が浅いということで、もちろんワクチンの効果もあるんだと思いますけれども、将来にわたって、例えば相当の時間がたったときの影響はどうであるか、そういうことが検証はまだまだされていない部分があるんだろうと思います。ですから、冒頭申し上げたとおりですけれども、必ずワクチンについては副反応なり副作用というものがあるものが前提として捉えなくちゃならないと。要するにこの健康な体にそういうの、何ていうんでしょうかね、病名にあるものを打つものですから、必ず何かは出るのが普通だと思わなくちゃならないんですけれども。ただし、重症化にならないためにということなんですね。だから、そういうことで、皆さんがお互いに自己責任の下で判断をされて打つわけですので。ただ、この副反応を知らせる責任と言われますと、果たしてそこはちょっといかがなものかというふうに思うんですよ、あくまでも、ですから福祉課長が言ったように、いろいろの間診なり、あるいは内容書かったものをよく読まれて、そして判断をしてもらうと。それ以外しかないんじゃないだろうかというふうに思っています。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） そうした知識を熟知した人が、一旦立ち止まって検証したほうがいいのではないかと警鐘を鳴らしております、この本で。行政としては、そうした世の中の状況でどのように対応するかということを今求められているのだと思います。まず、いろんなものを読んで確認をして、打つのは自己判断であるべきだと。先ほども申しましたが、その情報を入手できないから、今私がここで、何とかしてこういった幅広

い情報を町民に知ってほしいと、そういうことを今町長に訴えておりました。なので、町長にできることは何でしょうか。再度お尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、高森議員が参考にして話ししているのが、いわゆるレプリコンワクチンですね。加美病院では多分扱ってないと思うんですが、ファイザー社ではないかと思っておるんですけども。ですので、そのレプリコンワクチンも厚生省で一応認証は与えたということで、厚生省で与えた方がいいのだから悪いのだから分かりませんよ、それは分かりませんけれども。厚生省で認証を与えられたものだということについて、これを今度私のような知識のない者がとやかく言うのは、これもまたいかがなものかなんですけども。

いずれにしましてもですけども、さっき言ったようなことで、ワクチンを打つ方は申請をする、そしていろいろその内容についての熟読をされて、それで納得をして、自己責任の下にワクチンを打つということに、それしかないんじゃないだろうかというふうに思っているんです。

ですから、下手にこういうことがあるよ、ああいうことがあるよということだけを、そういうことだけを言ってしまって、果たしていいのかどうか。あることはあるというにしてもですね、あることはあるにしても、それをどんどんどんどん言って、ならば打たねほうがいいのかっていったようなことになるのかもしれないけれども、そこまでは私の責任でやる必要があるのかなというふうに今は思っています。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 私がお話し、今しているのは、レプリコンワクチンだけではありません。レプリコンワクチンの前段階の、今5つの会社が販売している、正確には4つです、武田薬品工業はmRNAワクチンではないので、別な4つの会社が製造販売しておりますメッセンジャーRNAワクチンについてお話をしておりました。こちらのワクチンは、先ほどお話し申し上げました、町長も御存じのように、大変承認されたのが早かったのも、中長期的な、及ぼす影響というものが全く分かっておりません。それも余計不安材料になっています。なので、こういった状況、その情報すらも多分知らない人が多くて、ただ国のほうで推奨しているからという理由だけで、こういった被害状況というか、健康被害の状況も特に知らないで普通に打たれている方が多いのではないかという心配がありました。

例えば、自治体は、何ていうのか、地方自治法で首長の権限大変大きいと思いますので、町長のほうで一言指示をすることによって、いろいろな情報を町のほうで集めることができるかと思います。

例えば、1つの例を挙げますと、大阪府の泉大津市という市があるんですが、この市、来週告示があって市長選挙があるようですが、そちらの市長である南出賢一さんという方が、やはり早いうちからワクチンの安全性について疑問を持っておりまして、市長自ら動いて市全体でいろいろな対策を取っております。これ、ホームページを開いてもら

えれば様々な情報が入ってるんですけども。市長自らビデオメッセージで市民のほうに呼びかけていたり、いろんな被害の救済制度の支援金であったり、勉強会を開催したり、それから最新の情報共有のために市民のほうに働きかけて、やっぱり情報を提供するために勉強会を開いたり、そうしたことを率先してされている市長でもあります。

そういった事例もありますので、ちょっと、何ていうんでしょう、町長自らそうしたことを率先してするのは難しいのではないかというふうなお気持ちがあるようでしたら、まず先例、そうしたことを率先的にやっている市長さんもいらっしゃるので、私としては色麻町もそうした先例に倣いまして、いろいろな情報、悪い情報がクローズアップされてますけれども、ちょっと私、いい情報あまりに耳に入らないので、ただ言わないだけで、でももしかしたらいい情報もあるかもしれません。ワクチンは、ほかにもいろんな種類のワクチンありまして、そうした中で様々な人の命を助けているものも実際ありますので、一概に全部駄目とは私は言い切れないですけども、殊、mRNAワクチンに関しては、今までと全然違うタイプのワクチンではありますので、そうした面で注意をして、町長自ら町民の命を守るための助けになるような、そうしたことをぜひしていただきたいと思いますが、そうしたお気持ちはないでしょうか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 町民の皆さんを助きたい気持ちはあります。ただ、今指摘されたような、あるいはいろいろこう意見を言われたように、そういうことを確かにされているその自治体もあるということは分かりました。

ただ、私としてそこまでは、ですから、自己責任という範囲がありますのでね、そういう知識を得られながら、皆さんが全部そういう知識があって打っているものではないと思いますけれども、いろいろ、いろんな情報誌なり、今言われたようにネットなりを調べられたり、そういう人もあるだろうしそういう人の話を聞いた人もあるだろうし、やっぱり最後は自分の責任で判断をするという以外にはないんじゃないかなというふうに思ってるんです。今は無償でありませんで、有償でありますからなおのことね、慎重に、多分皆さんは考えていらっしゃると思うんですが、なおなおワクチンというのは必ずそういう副反応や副作用というものもあるんだということは、それだけはこのいうマイクを通じてでありますけれども知っておいて、その上で判断をしてもらおうと、こういうふうになるのではないかと思います。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） はい、分かりました。そういったことで、いろいろな情報をぜひ、あらゆる機会に町民の皆さんにお伝えできるようなことを願っております。コロナワクチンについての私の質問はこれで終了します。

次に、もう一つの質問に入らせていただきます。

令和6年の熊及び有害鳥獣の出没状況について伺いたいします。

令和5年夏から冬にかけて、熊の人の生活圏への出没や事故等が全国で多発しました。令和6年の熊の出没状況はいかがでしょうか。また、その要因は何だと分析しています

か。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 高森すみえ議員の2つ目の質問に答えたいと思います。

熊の出没状況ということでございますが、令和6年の、今年の11月21日現在の熊の出没件数は22件、捕獲頭数はゼロということであります。なお、捕獲の許可件数は4件を出しております。

昨年と比較して出没件数等が大きく減少しておりまして、今年の東北森林管理局のブナの結実調査結果では、熊の主要な食糧とされるブナの実が豊作となっており、冬眠前の栄養を蓄える時期に十分採食できたことが要因ではないかと、そのように考えられております。

以上です。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 熊については、6年の出没状況、去年に比べて大分減ったということで、大変安心しております。その要因として、今町長お話しされましたブナの結実調査結果が豊作であったということが挙げられるというふうなお答えでしたけれども、私も本当にそのように感じております。まずもって、去年全国的にブナが凶作だった、今年は東北地方のほうはブナが豊作であったということで、これがやはり一番の熊が人里に下りてこなかったということの要因だったとは思いますが、それをよくよく考えてみますと、やはりもうこれが答えだと思うのですが、やはり山に食べ物がたくさんあると熊は出てこない。全部ではないと思いますが非常に少ない、出没頻度は激減するということが実際に証明されたのではないかと思います。なので、熊対策、熊のことを言えば、やはり食べ物のたくさんある山にいれば、人間のところに下りてくることはないのかなと思った次第です。

そのほか、熊以外のイノシシや鹿などの野生動物の出没状況はどうだったでしょうか。またその要因は何だと分析されていますか。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） 熊以外のですね、野生動物の出没状況ということで申し上げます。

令和6年11月21日現在、イノシシの出没件数は26件、捕獲頭数は51頭となっております。そのほか、ニホンジカ、ニホンザルの目撃情報も寄せられております。

イノシシに関しましては、県の調査では推定生息数は2007年頃から急増しておりまして、2016年をピークに横ばいの状況が続いております。今年の捕獲状況から、箱わな及び囲いわなでの複数頭の捕獲が増えていることから、町内における生息数は増加傾向にあるものと考えてございます。

ニホンジカに関しては、2002年度時点では牡鹿半島以外に狩猟による捕獲実績はなかったものの、近年は県内各地で生息が確認されており、当町においても目撃及び狩猟期間中におきまして捕獲が報告されてございます。

イノシシ及び鹿の生息数増加や生息域の拡大の要因については、科学的に十分に検証されてはおりませんが、もともとの繁殖能力の高さに加えて、積雪量の減少や耕作放棄地の発生などによる生息適地の拡大、狩猟者の減少など、様々な要因で死亡率が低下したことなどが生息数増加に関係していると言われております。当町でも例外ではない状況でございます。

ニホンザルに関しては、複数の群れが加美町に存在していることが確認されております。猿の雄は一定年齢になると群れを出て、ほかの群れに移り渡ったり、単独行動や数頭の雄だけで群れで行動すると言われております。当町で確認されている猿に関しては単独の個体であり、不定期に出没するいわゆる離れ猿が目撃されているものと推測しております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） ニホンジカ及び、鹿類及び猿については、別段、色麻町ではそれほど被害はないと見てよろしいでしょうか。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） そのとおりでございます。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） では問題はイノシシかと思えますけれども、去年の、令和5年度の実績では、イノシシは35頭捕獲になっていて、令和6年ではイノシシは51頭の捕獲と聞いています。山が凶作の年であっても豊作の年であっても、結局イノシシに関しては町に出てきてしまうと、そうしたことがこれから見てとれるのですが。イノシシに対する対策、今いろいろやっているような、防護柵とか電柵とかってというのはありますけれども、どんどん増えていくのが現状と。

ここで、イノシシに関して今よく言われているのは、ジビエみたいにして利用する、そういったことも言われております。あちこち、この大崎管内でもその処理施設ができたと聞いておりますけれども、色麻町の中で捕獲されたイノシシに関して、そうしたものに利用、そうしたジビエという目的で利用して、何ていうかな、山の資源として再利用するというような構想というのはありますでしょうか。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） 大崎市内です、ジビエの食肉処理加工場はあります。現時点で本町におきまして、そのジビエの利用というのは現時点では考えてございません。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） では、当面の間、イノシシに関しては捕獲して、あとは処分をするということで続けていくということになりますね。はい、分かりました。

では、今後の熊及びイノシシ、鹿の対策については、町ではどのようにお考えですか。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） 今後の対策ということでございます。鳥獣の保護及び管理並

びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令が、今年の4月16日に公布、施行されました。新たに熊類が指定管理鳥獣に追加指定されまして、県のほうで、令和6年宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会、ツキノワグマ部会が令和6年8月5日に開催してございます。今後、県におきまして第2種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の変更の可能性があった場合ですね、その計画の状況を見まして、町としても対応していきたいと思っております。

昨年ですね、出没箇所の傾向としまして、人家近くの放任果樹への採食行動が顕著ありました。放任果樹、生ごみ等の収穫物の残渣等の誘引物を地域からなくしまして、熊を人の生活圏に寄せつけないような取組も重要と考えておりますので、引き続き広報紙等を用いまして、周知に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 熊に関しましては今年から指定になったということで、いろいろと、指示というか県やらから来たもので、検討されていることと考えております。それから、イノシシや鹿に関しては今までどおり、計画的に駆除をしていくという、駆除というか捕獲をしていくということでのようですけれども、まず熊に戻りまして、熊に関しては、今お話がありましたけれども、いずれ繁殖能力が熊の場合とても低くて、一度減るとなかなか増えないという性質があります。なので、なるべく錯誤捕獲のないような捕獲の仕方を提案したいと思っております。

環境省のホームページからもらってきました資料によりますと、くくりわなに関する捕獲規制というものが環境省のほうから出ておりまして、こちらによりますと、ヒグマ及びツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合は、箱わなに限るものとなっております。また、同じ環境省のホームページ、熊類の錯誤捕獲によるリスクとその対策という項目あるんですけれども、こちらでは錯誤捕獲を防止するための対策として、わなの設置場所周辺で熊類の目撃や痕跡が確認された場合は、わなの稼働を中止するか、わなの撤去または移設を検討してくださいとあります。色麻町の場合は、なかなかイノシシや鹿も捕らなければいけないわけですから、くくりわなを熊がいるからといって撤去するのも難しいかと思えます。そうしたことで、今、改良されたようなそういうわなが出回っているようですので、ぜひそうしたものについても調査し、検討していただきたいと思いますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

くくりわなを使用する場合ですね、そういった最新のものを使うようにですね、実施隊の方々とも情報を共有しながら対応してまいりたいと思っております。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） なかなか一旦減りましたら元に戻らない種類のものですので、注意深く御検討していただければ大変うれしく思います。

そのほかですけれども、熊について今まで述べてきましたとおり、出没状況から考え

ますと、やはり山に食べ物がたくさんあると熊は出没が随分減るということで、根本原因としてはやはり生息地である奥山の広葉樹林を復元する対策というものをぜひ提案したいと思います。時間のかかることではありますけれども、これが一番大事なことだと思いますし、早めに取りかかることによって、何ていうんでしょう、生育というか時間をかけて大きくするものは早めに取りかかるのがベストかと考えます。財源とか心配することもあると思いますが、国のほうから出されている森林環境譲与税なども充てていただくと、そうしたものに充てられると考えますし、また今年の8月に環境省のほうで指定管理鳥獣の対策に30億円ほど予算計上、概算請求というかしてありますので、それが通るともう少し分配されるかもしれませんので、ぜひそうした、まず山の再生、そうしたものにこういった予算を使っていただきたいと、そういったことを提案します。少しの予算であっても、将来の熊と色麻町民のために必ず役に立つので、豊かな森を残せると思いますので、そうしたものについて、ぜひこういった予算を使っていただきたいのですが、そのような対応をできるかどうか、町長の見解を求めます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） やっぱり人に被害を与えないようにするには、今言われたように山にとどめておくという方法も一つはあると思いますね。そのためには、今言われたように、木の実が豊富になるような、そういう広葉樹なりなんなりをとという考えも一つあると思います。それからやっぱり個体を、何といても個体を減らすということだと思うんですよね。結局、イノシシでも何でもなんですけれども、やっぱり個体を減らして、そしてできるだけそういう危険に遭う機会を少なくするという方法ですね。この2つだと思うんですよ。どっちもそれは気を遣っていかなくちゃなりません。ですから、結局食べるものを得られないような、いわゆるその民家のほうで食べるものがないということも大事だし、いわゆる来ないというようにするためにはですね、それから山のほうに、今言われたようなことも、それも一つの方法だというふうに思いますが、町としてはそこまで予算ということでは考えてはおりませんけれども、あくまでも今は個体を減らしたいという考えでおります。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 先ほど、町長、個体を増やしたいとお話ししてましたが、逆ですか、お考えは。今の答弁では、なるべく個体を増やしたいっていうふうに（「減らしたい」の声あり）じゃあ私の聞き間違いでした、すいません。やったって思ったんですけれども。

個体を増やす増やさないに限らず、山から下りてこなくて人に被害を与えなければ、何もすることはないんじゃないかと私は思っておりますので、今の提案をさせていただきました。

山が豊かだということは、熊にとっても安全安心なすみかを提供するものでもありますし、人にとっても恩恵がたくさんあるものと考えております。なのでやはり、大変厳しい財政かとは思いますが、色麻の半分以上の面積を占める森林を大事にすることは、

これからも色麻に住む人たちにとっての財産をずっと守り続けていくということになりますので、そうしたことにぜひ長い目で見た予算配分を考えていただければ大変うれしく思います。

以上で、私の2つ目の質問を終わります。

○議長（天野秀実君） 以上で、2番高森すみえ議員の一般質問が終わりました。

次に、1番工藤昭憲議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いします。工藤昭憲議員。

〔1番 工藤昭憲君 登壇〕

○1番（工藤昭憲君） 今回、6月に続いて1問、福祉計画について出しておりますけれども、長時間立って質問することできませんので、着席したままで質問してよろしいでしょうか。ありがとうございます。

6月、9月にも申し上げましたけれども、今、しびれが自分では一番強いような気がしますので、また聞きづらいところがあるかもしれませんが、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

では本題に入ります。

6月にも、このことについて一般質問した経緯がありますけれども、令和6年もあと残すところ僅かとなった中で、6期計画が令和6年の3月に策定され、今年にまた7期計画が策定されたわけですが、6期の計画が策定されてからもう間もなく4年目に入りますので、再度質問をしたい、させていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

まず、町の障害者計画ということで出しておりますが、①としてこの障害者施設等から地域生活への移行を明記していますが、11月末時点の障害を持っている人の施設等入所者は何人か、また地域生活移行者1人の目標を立てているが、達成したかということで出しております。答弁をお願いします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 工藤昭憲議員の質問に答えたいと思います。

障害者の基本計画ということでの11月末時点の障害を持っている人の施設等の入所者ということですが、施設入所者は8人でございます。そして、今年度で地域生活移行者という人はおりませんので、目標は結果的には達成しておらないということになります。

以上です。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 1問目の、この基本計画の中のこの移行者は、今現在、障害施設に入ってる人ですね。人数は分かりました。また今年度、地域へ移行ということで、目標1人というふうに出したけれども、今のところはないという話でありますけれども。この6期計画のですね、20ページでしたかね、ちょっとお待ちください。資料を見ますと、令和2年9月末での8人ですよ、入所者が。ということは、そっから全然動いて

ないのかなというふうに感じたわけなんですけれども。その中で、この地域移行開始というの今年のたしか4月からなんですけれども、でもこの障害者総合支援法ですか、それが改正なるっていうことで、前々からあったわけでした、計画としては以前からその辺は承知していたというふうに認識しているんですけれども、担当課ではね。だから、入所者の人数は分かりましたけれども、計画で、今年度の計画で、まだ残り3か月ありますけれども、今月入れて4か月ありますけれども、その地域移行が明記されたのはもう、事前に計画としては分かっているわけだし、立てているわけですよ。そうした中で、その計画どおり、今年度から実施ですけれども、計画どおりできなかった理由は为什么呢。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 答えいたします。

計画に関しましては、ある程度国の基本指針に定めている目標値というものがありまして、そういったものを当てはめてって算出しているものであります。本町においては1人というような実数になるわけですけど。先ほど、6期計画のほうに8人入所されていたというような記載はありますが、そういう方々もですね、長年にわたって施設のほうに入っておられる方で、なかなかそこから地域移行というような形で、グループホームとかそういったところに、または家庭とかにですね、そういったところに居住地を移すっていうのは、なかなか大変だということで、まだそこまでは至っていないというような現状であります。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 計画は国の指針どおりつくりましたと。でも実際は地域移行できるような状態でないというふうに取っていいんですか。あくまでも国の指針、計画は計画でね、分かります。ただ、地域移行という目標を立てた根拠っていうのは、基本的には地域移行できる方だというふうに認識するのね、理解してるのね。国の計画どおりに従って、ただその地域移行者を明記したっていうだけでは、本当に計画って言えるのかなっていう疑問があるのね。だからやっぱり、その地域移行者1人を目標と、国の指針どおりだから出さくないという感覚でなくて、そういう地域移行できる人がいるからそういう目標を立てたんだという認識持っているのね。その辺を聞きたいんです。国の計画がどうだかっていう、今答弁だったけど、その指針ね。だからできないかもしれない人を、地域移行者というふうに、移行する人っていうふうに福祉課で無理してつくる必要ないんだと思うんですよね。できる人だから地域移行者に認定して、計画として1人っていうふうに示したんだと思ってるのね。その辺のことを確認したいと思います。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 町で対象、地域移行できるような人が8人いるっていうふうな解釈というふうに今おっしゃられたと思いますが、町のほうとしてはあくまでもその時点でそういう施設入所をしている人の数というのを表記しております。必ずしもその方が出れるか、地域移行できるかできないかというよ

うな、その状態じゃなくて、あくまでもそのときに施設に入所しているっていう人の数を記載しているものであります。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1 番（工藤昭憲君） 人数に対してのその何%だが、その人数を出しなさいっていうふうに、だから1人というふうに明記したんだというふうに捉えればいいということ。いや、そういうの計画っていうんですかね。いや、よく分かんないんだけど。やはり、入所している方の人数に対して何%地域移行者を出せなんて、これ命令的なものではないわけですよね。要するに解釈としてね、私の考えとして、本員の考えとしては、地域移行できる方だと、地域移行できる方だから目標として1人、国の考え方、指針もあるんだかもしれないけども、そういうふうに理解するの。今の答弁だと、施設に8人入所してるから、その中の割合からして1人は出さなくないということで移行者を1人出したという答弁、回答だと思いますけれども。果たしてそれでいいのかっていうことなんですよね。

だって、できないんですよ、実際。できないものを、そういうふうに地域移行させようとする事自体に無理があるの。それを計画っていう、言葉換えて言えば無謀な計画ですよね。できない人を無理やりそういう地域移行させるっていうのが。その辺はやはり、これこれこういう理由で地域移行に認定されるような状況ではありませんとかなにかっていう、そういうものが先に分かれば、別に目標を定めて、人数何人って定めなさい、必ず定めろというふうに出さなくともいいと思うんですよね。担当課として、その国の方針、指針に従ったその人数、地域移行者を、入所者の何%かで出さなくないんだという、そういう考え方だと思うんですけども、そういう答弁ですけども。何かちょっと、理解できませんね。その辺について、担当課としてこのギャップ、そういう制度的なものについてのギャップの考え方っていうのはどういうふうに思っているのか。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 先ほどの計画に関しては、そういった根拠の基に作成したというような状況でございますが、そういう方々をですね、地域移行のほうに結びつけていく、そういったところの試みは、これから必要だというふうに認識している、これからもそういった地域移行に結びつける取組は今後進めていかなきゃないというふうな認識ではおまして、そういった取組を現状進めていっているというような状況でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1 番（工藤昭憲君） 取組は当然ね、担当課としては必要だと思います。ただ、できない状況の中の、その地域移行者を無理無理人数を明記することについてどうなのかっていう考えなんですよ。そのことについて聞いたんだけど。

別に地域移行者がね、要するに分かりやすく言えば、いろんな施設、その状況によって皆違うわけですよね。一人一人その病例が、病状がね。その中で、こういうことをすれば改善する、したと、そういうふうに見込める人、そういう人を地域移行という形で

1人認定したんだというふうに理解してんだよということを言ったのね。それについて無理無理、これからもその地域移行者、移行するように進めていきますって、それは分かります。でも無理して、人数を定めなくてもいいのではないのかなと思ったもんだから聞いたんですけれども、うん。

いずれにして、いろんな状態の人を見て、確認して、多分無理だろうなというふうにする人を、無理にそういう地域移行者に指定しないで、人数に明記しないでも、別にいいのではないのかなと思ったもんですから。やっぱり、こういうふうに人数を明記されますと、地域に移行できるような状態になる人が、何度もくどいようですけれども、そういうふうになれる人、なる人がいるんだろうなあと考えたもんだから。だから、今回は改めて聞いたんですけれども、まだ前回から半年しかたってませんのでね。そういう中で聞いたんですけれども。まず担当課としてはこういういろいろと苦慮したんだろうなとは推察しますけれども。

いずれにしても、今後も地域移行、当然人数が増えても減っても、この人数は多分国の指針に従えば出さなくないんだと思いますけれども、やっぱりその地域移行できる人、できる見込みがある者としていく形でその認定と言えいいんですか、そういう見込みの中でやっぱり人数っていうのは定めるべきではないのかなと思うんですけれども。あくまでもこういうスタンスで今後とも続けていくということなんでしょうか。確認したいと思います。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 国の指針、基本指針に定める目標値というものがありますんで、やはり計画にはそういった数値は載せていかなきゃないというふうに認識しております。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 分かりました。そういう国の指針に従って、これからもそういう形でやっていくんだというふうに。だとすればやっぱり、ちょっとう、見る側からするとやっぱり誤解を招きやすいんだよね。何度も言いますけれども、地域移行できるもんだだろうなという認識の下にこういうものを、資料を見るわけですから、計画書含めて。分かりました。そういう、担当課としては国の指針に従っただけの内容だということ で理解すればいいということですね。はい。

②に移ります。地域生活、今回は出なかったということですが、地域移行するにはその地域の理解と受皿となる施設が必要になると思いますけれども、その施設は整ってますかということを出してます。これについて回答をお願いしたいと思います。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 地域生活への移行に関しては、精神科の病院のほうにですね、入院されてる方が地域のほうにというようなところでございますが、必ずしも本町に戻ってくるのが前提ということではなくて、例えば主治医がある病院の近く、そちらのほうのグループホームなどで生活することも含まれ

てきます。

また、障害の程度によって施設等での受入れの可否も異なりますから、一概に体制または施設が整っているともお答えできないというような状況でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 今、地域生活への移行は必ずしも町に戻ってくるのが前提ではないという答弁ですけれども、この地域という概念、今の答弁ですと入所している場所、施設、その周辺というふうにとったんですけれども、周辺も含まれるというふうにとったんですけれども、この地域っていうのは、生まれ育ち、そして生活してなじみのある、なれ親しんだ場所だという考え方ではないのかなと思うんですけれども。今の答弁ですと、必ずしも本町に戻ってくるのが前提ではないという言い方ですけれども。極端な話、東京の施設にいれば東京のその周辺の施設、関西もしくは九州、四国、何か理由があってそっちのほうに入所している人が、そういうところに移ることも、そういうグループホームとかそういうその他の施設等に移ることも地域移行というふうに思うんですか。私は、本員はそうは思わないんですよ。地域移行というのはやっぱり、なれ親しんだ場所で、親族も両親、親族含めて、親兄弟含めて、もう何かあったたんに、何かある都度に見舞いっていか面会っていか、そうやって来ていただけるような場所というふうにしかなってないんですよ。この辺でいえば仙台とか、仙台は決して遠くないと言えばそういうふうになるかもしれませんが、やはり40代、50代だったらまだいいかもしれませんが。でもやっぱり70代とか、もしかしたら80代っていうふうな年齢を見ますと、決して仙台に、仙台に限らず30キロも40キロも離れたところに、面会っていいんですかね、そういうところに行くことが、そういう施設に行くことが、その地域移行というふうには理解しないんですよ、私は。だから、地域の理解と受皿となる施設が必要になりますが、その体制と施設は整っていますかって聞いたのそこなんですけれども。要するに、本町近辺では整っていないというふうな捉え方でいいんですか。課長の答弁ですと、日本全国が対象だよという答弁なんですよ、拡大的に捉えると。果たしてそれが本当に地域移行という本来の趣旨、目的に合致してるのかどうかっていうのが、非常に疑問に思うんですけれども、どうなんでしょう。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 地域移行というような、この言葉の中にはですね、先ほど申し上げたような長年にわたって病院に入院していた方がですね、生活、病院から出て地域で生活するためというような捉え方というふうに認識しておりますが、一番理想といたしましてはやはり親戚とかがいるようなですね、生まれ育った故郷のほうがいいのかなというふうには思っております、はい。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 今、最後に回答、答弁いただきましたけれども、やはり生まれ育ったね、なれ親しんだそういう地域に移行するのがいいでしょうという考えですよ。だから、それに対してその受皿となる施設はどうですかってこと聞いてんの。それにつ

いて町では応えていく、それに対して来年しなさいとか再来年しなさいとかっていうふうに、ということ言ってるんじゃないんです。計画というのはすぐにできるものがあるかもしれないし、やっぱり中長期的にかかるものもあるだろうし、こういうものについては中というよりもやっぱり長期的な視点から捉えていかなければならないんだと思うんですけども。そういう思いもあるし、そういう趣旨で出しているんですけども。だから、あしたどうですかと問いかけてるんじゃないんです、ね。その体制と施設は整っていますかと。だから、これについては中長期的な視点からこれこれこうですよとか、こういうふうに思ってますとか、こうしたいとかっていう、そういう答弁があるのかなと期待したんですけども。今の答弁ですと全くないような、そういう考え方が。そういうふうに取りれるんです。

別に答弁を強要するわけでもないから、その辺は間違わないでくださいね。ただ、やっぱりそういうふうに希望が持てるような、やっぱりそういうね、答弁というのは欲しいなと思いますし、最初①で言ったように、多分今の状態では、さっき言ったように令和2年、もっと前だと平成30年から7人なんですよね。それに、この令和2年あたりで1人増えて8人になったような状況のようですから、やはり長く入所してんだっていう認識は持ってるんです。同じ人かどうか分かりませんが。だとすればやっぱり地域移行というのは、なかなかハードルは高いのかなあというふうに思います。ただ、計画としてはとにかく地域移行を促す、目指す。移行者も1人計画として、目標として出した。そういう担当課としての考え方は、施設に必要になると思いますけれども、だから出しているんですよ、だから問いかけてるの。だからその体制、施設は整ってるんですよ。だったら、私が思うその地域という概念からすればは、整ってないというわけでしょう。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 課長のほうでは、若干言葉足らずだったと思います。今、希望されているような内容についてはパーフェクトではないかもしれませんが。ただし、ほぼほぼ体制ということについては、社協なりなんなりがそういう役目に当たる可能性があるんですけども。あるいは、施設といえばそれなりの施設も、ややパーフェクトでなくても準備されているというふうに私は思っているんですね。一番はやっぱり病院関係だと思うんですよ。たまたま加美病院がこのとおり本町にあるということでありますので、パーフェクトではないけれども、地域に移行した場合の体制というか、施設も含めて、ほぼほぼ大丈夫ではないだろうかというふうに思います。現状が全てではないでありますけれども、ほぼほぼ大丈夫ではないのだろうかというふうに思ってます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 町長、ちょっと勘違いしてんのかと思うんですけども、私が聞いているのは地域移行について、そういう施設を必要とする人、その話だけ言ってるんじゃないの。地域移行するには、地域の理解と受皿となる施設が必要になりますというふうに言ってるの。だから、地域移行するのに公立加美病院なんですか。そのこと言って

るんです、私は、本員は。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） ですから、地域に移行する場合に、例えば老健の施設だって、地域と言えね、必ずしも家に帰るということだけじゃなくて、区域、地域、色麻町の地域ということも含めることはできるんですよ、結局ね。これも地域ということになると思うんですよ。家庭に帰るというふうに限定されればそれはまた別でしょうけれども。地域ということになれば、大きい区域の中だと思うんですよ。そして、やっぱりこういう施設関係については、1つの町だけで全部完結できるものではないと思ってますので、やっぱり大崎圏内とかですね、こういう区域の中でそういうような、いわゆる地域に帰るための対応できるものということで、それが大事だろうというふうに思ってるんですね。

それから、周りの住民の方々っていうことについてなるとまた別なんですけれども、直接そういうことに対して対応できるとなれば、例えばケアマネの関係であつたり、社協の人たちの関係であつたりというそういう体制を言われているのかなというふうに思ってたので、ほぼほぼ、パーフェクトでないとしても、地域に帰られるような状況にはあるんじゃないだろうかというふうに思っているんです。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 町長、優秀な方ですから、丸め込まれそうです。私は、細かく出してるのはそこなんですけれども、要するに、病院とかそういうものを地域移行の施設というふうには理解してないんです、私は。それも含めてそういう言い方してるんでしょうか。その辺の認識の違いなんですよ。

だから、あくまでも地域移行というのは、けがしたり病気したり、そして入院が必要で、急性期、そして安定期へだんだんと移行していくんだと思いますけれども、その過程の中で、よくなった人が地域に、リハビリも含めた中で移行していった自立するために、そういう施設がそういう今回のこの地域移行という形の中での、そういう施設だというふうに認識してるのね。町長の言うのは、広義的に言う言い方してるんだと思ってるのね。だから、私はこの①とか②とか③とかって、だから分かりやすく区切って、これについてはどうですかって出してるつもりなんですけれども。だからそれに、例えばデイサービスとかね、なんとかね、そういうものも含めて、そういうのは該当するんだろうなというふうには思います。だから、老健施設にもそういうところありますし、社協でもやってますし、また保健福祉センターの前にもそういう施設ありますね。似たような施設が。ただ、そういうものも、町長の言っているのは地域移行に含むという言い方のように聞こえるんですけれども、私はまだそうではなくて、地域移行というのは要するにある程度自立できる人っていう認識、読んでいくと、そういうふうに捉えるのね。だから、グループホームなりなんかで暮らしながら、そういう中で、後で触れますけれども、そういう施設、そこにやるさんとかそういう施設ができましたけれども、そういうところで就労しながら自立していく、そういうふうな施設というふうに捉えてるのね。多

分、町長答弁してるのと全く違うんだというふうに、こう、聞こえるんだけども。だから、担当課長にその件についてはと思って聞いているのね。

もちろん、町長の思いがある、どんどんこの一般質問の当事者であるし、責任者がありますので、発言して、答弁していただいて別に一向に構わないんですけど。ただ、多少違うような気がするんですけども。もう一度、そういう、私の考え方なんです。違うのか違わないのか。ちょっと、再度確認したいと思います。違っていれば謝らなくないし。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 町のほうの取組といたしまして、そういった方々も含めてですね、地域移行の方々も含めて地域生活支援拠点というものの整備をですね、今進めているというような状況ではございます。

その中にはグループホームとか、そういった独り暮らしをですね、するような場も一つとして含まれております。そういったところとか、あとは相談業務とか、あとは地域の体制づくりですね、いろいろ、その辺も含めて、そういった今進めている部分というのがあるわけなんです。そういったところで、地域に来たときには、もちろんこの地域であれば公立加美病院や老健施設とかもありますんで、そういったところのお力添えもいただきながらということにはなるとは思います。基本的には、地域移行はグループホームとか、施設というようなところに、またはできれば家庭のほうに戻るっていうのも一つなんです。そういったところが想定されているというような状況でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 何か、うまくこう、はぐらかされてね。わけ分かんないんで、こうぐるーっとこう答弁されてるんですけども。

では、課長に改めて伺います。その施設から地域移行とうたってますよね。その施設っていうのは何なんですか。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員にお願い申し上げます。一般質問ですから、町長に質問してください。

それと、保健福祉課長の答弁は、町長そのものの答弁ですので、そのような理解で進めてください。仮に、答弁が違ったとすれば、そこはただしていただいて結構です。工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 改めてお伺いをします。

町長指さしてたよは。

施設から地域移行とうたってます。その地域移行する上でのその施設っていうの何なのか。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 施設といいますのは障害者支援施設が一つでありまして、それとあと、それは県内に37か所ある入所施設ですね、

障害者入所施設、それとあと精神科病院のほうに１年以上入院していた方などが対象になります。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○１番（工藤昭憲君） その施設っていうのは障害者支援施設、それが、そういうところから出て地域移行という形になるときに、それが加美公立病院になるんですか。さっき町長、公立加美病院もって言ったよね。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） いわゆる医療を必要とするという場合は、そういう場合は例えば老健のほうで、それが加美病院のそういうセットになっているとことかっていう、そういうこともあり得るでしょう。ですから、例えば冒頭に回答したように、主治医がいる病院の近くのグループホームとかっていうふうに回答したとおりで、そういう場合は該当するのではないだろうかと思うんです。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○１番（工藤昭憲君） また堂々巡りになるの。最初言ったでしょう。地域移行というのは、生まれ育ち、なれ親しんだ地域というふうに解釈してるんですけども、日本全国地域移行という概念でいいんですかってさっき聞いたでしょう。違うんだよ、だから。そういう考えでなくて、その入院してる病院の近くの施設っていう考え方でなくて、色麻町の障害者計画なんだから。いいですか、色麻町の障害者計画だから、そういう施設が必要で今入所している方が、地域移行という国の政策にのっとって進めようとしたときに、色麻町でそういうこと、どういうことをするんですかって聞いてんの。だから、そいつを入院してた、治療してた病院の近くの施設に行くことを地域移行という考え方ではないんではないんですかっていうことを聞いているの。色麻町の障害者計画ですよ。だから色麻町としての、だから最初言ったように日本全国そいつ対象になるんだっていうふうに捉えればいいんですかって言ったらば、そういう答弁はしてないよね。だから、その辺の解釈違うんです。だから、それでいいのかどうかっていうこと。

○議長（天野秀実君） １番工藤昭憲議員にお諮りいたします。

ただいま工藤昭憲議員の一般質問に対する答弁となりますが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後２時４６分 休憩

午後３時０１分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。１番工藤昭憲議員の質問に対する答弁から始

めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 地域移行についてどういったことになるかということでございますが、地域移行についてはあくまでも障害者施設や精神科の病院等々からグループホームなどのほうに移るとというのが、それで地域移行が、この目標で言うところの1件とかっていうのは達成されるというような制度でありまして、これは全国的なものというふうになります。

議員おっしゃるのは、この住み慣れた地域、生まれ故郷のほうに戻ってくるっていうのが本来地域移行じゃないかというふうなことだとは思いますが、そういったところはそういう施設が整っていて、地元に戻ってこれるというのは一番理想的な部分ではあるんですが、制度としては先ほど申し上げたようなことで目標が達成されるというようなことになります。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 今、課長のほうから、グループホームなどにね、移行するのが地域移行ですよという答弁ですね。だから、受皿となる施設が必要になりますよと。その体制と施設は整ってるんですかって聞いた、だから聞いてるんですよ。お分かりいただきましたでしょうか。公立加美病院がその対象ではないんだよということ。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） いわゆる課長が言われた、施設から移る場合に、病院の近くという条件のところをということになったときに、公立加美病院もあるから、例えば施設としてはパーフェクトではないけれども、色麻町にも大丈夫だよと、こういう意味です。

ですから、あくまでも自宅に戻るというんじゃないで、さっき言ったように施設から戻ることが地域移行だと、こういうことでありますので、これは色麻町でなくてもいいと、こういうことですね。

○議長（天野秀実君） ちょっとまってね。

町長、工藤議員は体制と施設は整っていますかという質問なんです、結果的に。それで、課長は一定の答弁をしていますが、町長のほうからこの体制、施設は整っているのかどうかについて答弁を、工藤議員のほうにお願いします。

○町長（早坂利悦君） パーフェクトではないけれども、私は整っているというふうにさっき答えたとおりです。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 町長は、町の代表者、責任者として、そういう施設整ってるっていう認識のようですけども、全く整ってないっていうよりゼロに等しいんじゃないかなという認識なんです、正直。

いや、だって課長は、グループホームなどに移ることが地域移行だと思ってますって答弁してんだよ。そういう病院とか施設とか、近くがどうだとかっていう話でなくて、そういうところから地域移行を目指す場合に、町内でそういう施設があるんですかと。そしたら町長は公立加美病院がそうだよっていうから、違うんじゃないんですかって言っ

てるの。そして、なおかつね、だったらほかに何があります。例えば、次にも出しますけれども、次に言うからね。そうでないとあれだからね。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） いわゆる施設っていうのは、民間の施設もありますからね、グループホーム、町にもあるし。それからさっきも言いましたけれども、必ず色麻町に戻ることが地域移行ではないということは前段に答弁したとおりですよね。ですから、そういう意味からすると、ないというのは、ゼロっちゅうのはおかしいでしょう。老健だってあるし、グループホームだって、民間のやつもあるし。それから、医師を必要とする人であれば病院もあるから病院の近くの施設にも入れますよと、こういう意味ですよ。病院に入ってくださいのような話でないよ。その辺は理解してもらわなくちゃならないなと思います。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 最初に戻るような答弁してんだけどね。そいづまたやってしまうとまた44分かかってしまうのでやめますけれどもね。

別に町長の言ってること、言わんとすることは分かるんです。けども、だったらそれ以外に、その地域移行という概念からした場合の町内の施設って何ありますかっていうこと聞いているの。だから計画として、町ではこういうものないんだけど、将来的にはこういうふうにしたい、ああいうふうにしたいとかっていう、そういう希望の持てる答弁をいただきましたかったなって思っているの。だから細かく出してるの。分かりやすいように。そういうつもりで言ってんですけれども、分かっていたくないような、分かったような、分かんないような。それは長くずっとあと45分、半分しかないので、またあと5分残ってますので、次に行きたいと思いますけれども。

ぜひね、後でまた触れますけれども、ノーマライゼーションというね、そういう社会的弱者と言われる、障害者もそうだし、高齢者もそうだし、いろんな意味での社会的弱者というのがいるんだそうです。そういう方々がやっぱり安心して安全に暮らせる、そういう社会づくりをしていくのが、ノーマライゼーションの基本的な理念だと思ってますので、そういう観点から国では障害者支援法、基本法から支援法に移行して、そして今いろんなそういうノーマライゼーションの理念、視点、観点に立って障害者政策だけでなく、要するに社会的弱者と言われる方も含めた、そういう計画を進めようとして、障害者支援法という、今度ね、そういう法律に変えたわけだから。その中で、この障害者っていうのはやはり社会的弱者の一つだと思ってますので、そういう方々に対して地域でしっかりと理解しながら、行政も含めて、やっぱりそういう方々を支えてあげられるような、そういう政策、施策をやりなさいよという、障害者総合支援法の趣旨だと思ってますので、そういう観点から質問してますので、多分ね、さっき議長から注意されましたけれども、つい専門家でありますので、あっちを向いてしゃべってしまいましたけれども、そういう思いで聞いてますので。

そういう中においてね、まずこれで最初に出してるように、地域の理解というものを

出してます。それについては、答弁の中ではなかったように思うんですけども。このことについては町としてはどのように捉えているのか。この地域の理解、要するに、やっぱり障害を持っている人っていうのは、ノーマライゼーションの理念を理解していない人から見るとちょっとこう、何か腫れ物に触るって言い方が正しいかどうか、語弊あるかもしれませんが、そういうふうに、偏見という言葉が正しいのかどうか分かりませんが、そういうふうに見られがちなんですよね。そういうふうに見られないようにするためには、やはり町でしっかりとその辺を、計画的に進めていかなくないと思ってんの。ただ、それについてはその理解っていうのも大事だと思うので、町民の。地域の方々も含めてね。それについてどういうふうに考えてるのかなと思ったから、それも併せて出しましたので、答弁願います。いいよ、町長答弁して。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 計画の中でも地域理解っていうものも掲げておりますが、町といたしましては障害福祉のほうの専門の方々で組織する自立支援協議会ですね、そちらのほうでそういった方法等についてもいろいろ考えているところでございます。

それで、地域に対する知識理解として、町で取り組んだ状況といたしましては、コロナ禍前になりますが、平成30年度には自立支援協議会が主催で、障害者と地域の関わりについての研修会、こちらのほうを開いております。それとあと、令和元年におきましては精神障害者の理解を深める研修会、そういったものも開催しております。令和2年度以降に関しましては、いろいろ障害者の権利擁護とかそういったものもやっているんですが、コロナ禍におきましては自立支援協議会の、広く人を集めることできなかったんで、内部で行っていると。広く集めたのは平成30年、令和元年、そこからはちょっと、そういった止まっているというような状況もございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 障害者総合支援法、移行してから、冒頭に申し上げましたように、地域移行という考え方が今年から実行、始まったっていうふうに言いましたよね。そういう中で、平成30年とかなんとかっていう話ではないんだと思います。町で、令和6年の4月から地域移行を開始、国の法律にのっとっていけば、今年の4月から本格的にそういう計画が動いたわけでしょう、実際は。そうした、それに併せて地域移行とか、またはグループホーム等も、町内でなくてもグループホーム等ができると仮定した場合に、周りの人たちの理解も必要ではないかなと。だからそれに対して、今現在、今後どういうふうにするか。今現在の考え、今後どうするか。それについて聞いているんです。グループホーム等または大きな施設等ができた場合ね。それについて、やはり地域の理解、受け入れていただけるような、地域の方々にも受け入れていただけるような理解っていうの必要だろうなと思ったもんですから、だからそれについて、過去にそういうことはやっているんであればなおさら、この地域移行が今後色麻町で実現するかどうかは分かりませんが、ただ、法律がそうやって動いている以上は、それに従ってやっていかなくな

い中で、地域住民の理解も必要ではなかろうかと。それについて、担当課として、町長としてどういう考え方持っているんでしょうかということなんです。いかがですか。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 地域のほうの理解ということですが、その辺は先ほど申し上げました自立支援協議会、毎年協議してありますが、今年度におきましては1月にですね、必ずしも障害者というくくりではありませんが、ひきこもりに関する研修会を予定しておりまして、そちらのほうに向かって今準備を進めているというような状況でございます。

それとあと、地域の理解におきましては清水地区にですね、そにやるさんという障害者施設ができております。そちらのほうで、本町において実際そういった施設あるということで、そういった存在もですね、地域の理解につながっているのかなというふうに思っております。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 36分しかってないので、次に移ります。

ただ今、いみじくもそにやるさんという言葉出ましたけれども、やっぱりこれも、町の障害者計画、その一端がいろんな意味で実現したのかなというふうに思います。それについてはやっぱり敬意を払いますし、その努力にもやっぱり感謝したいなと思っておりますけれども。そういう中でね、今後の参考のために伺いますけれども、やはりそにやるさんも大事にしながら、育てていながら、やはりさらなる施設っていうか、そういう施設も含めて、やっぱり町に増やしてもらいたいという願望があるんですけれども、個人的にはね。その辺について、今後の考え方、展望って言えばいいのかな、そにやるさんとどういうふうな連携を取りながら、さらなるそういう施設の誘致、誘致という言い方もおかしいんですけれども、来ていただけるようにするかっていうの、町の考え方、そういうのがあったらぜひ聞いておきたいなと思います。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 新たに町独自でそういう施設を立ち上げようという計画は今のところはありません。そにやるの高橋君なんかにも聞いてみますと、町内の利用者は、特別多いわけではないんですね。そして町外の方々も結構来ているということで、全部で何人いるか分かりませんが、利用する人たちの状態はそんなような感じだということです。でありますので、町の今までの保育所施設、あれも皆さんの了解を取り付けてそにやるに貸すということで、施設そのものについてはそにやるのほうでは、そこんとも使うということになりますと、まだこのキャパは余裕ある、余裕って言い方おかしいんですけれども、まだ大丈夫だということのようでありますので、町独自の考えは今のところ計画はございません。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 今ね、答弁の中でうれしいこと言っていました。やっぱり町にあるそういう施設っていうのは有効に活用するべきだし、そういう希望があるとこ

ろがあれば、なおさらその障害者施設って言えばいいんですかね、そういうものに町では当然、多分、今後の3つ目に出てくるんですけれども、それも含めて、多分ないような話なんですけれども、改めて聞きますけれども。でも、そこにやるさんはそこにやるさん、これ別な話今してるわけですから、③とね、そういう中でぜひタイアップしながら、町でもうある施設は有効に活用しながら、障害を持ってる方々が、そういうところで働きたい希望を持ってる方々があるのであれば、やっぱりそういう施設を有効に活用すべきだし、町もバックアップ、要するに支援していくべきだと思ってますので、その辺については分かりました。

30分足らずですので、③に行きますけれども、障害のある子供が親と同居しながら生活している家庭が多くあると思います。そんな中、親の高齢化に伴いいつまで面倒を見られるか将来に不安を抱いていて、グループホームでの生活や預かってくれる施設を希望しています。そういう話も聞こえてきます。その場合、町の対応、また自立するには収入が必要ですが、その支援策はということで出しております。回答をお願いします。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 介護を必要とする方に対しては、主に昼間の時間帯で日常生活の支援を行う生活介護サービス等ありますが、またそういうサービスや、あとは一般就労や事業所等での就労が困難な方に対しては働く場を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援B型サービスを町内で実施している法人、先ほど申し上げましたそこにやるになりますが、こちらに対してさらなるサービスの充実を図っていただくように、今年10月から旧清水保育所を無償で貸付けしております。

また、休日や夜間に介護等の支援を行うグループホームや施設等のサービスについては、本町には事業所を構えている法人等はありませんが、利用者の状況に応じて、町でサービス利用について支給の決定をして、主治医がいる病院に近いとか、生活しやすい場所ですね、利用していただいているというような状況でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 担当課長から今答弁、回答いただきましたけれども、この回答書見るとよく分かんないんですけれども、介護を必要とする方に対して、主に昼間の時間帯云々っていうんですけれども、私が出してる質問は端的に、親がもう高齢だよと、あしたどうなるかも分からない状況ですと。持病もあると。いつ悪くなるか分かんない。でも自分の子供だから、だから面倒見てます。その子供が障害を持ってるんですよ。で、いつ今の状態より悪化するか分かんない。いつ何があるか分かんない。そういう状況の中で、いつまで子供を面倒見られるかも分かんないので、町で何とかしろという話は聞きません、聞いてません。ただ子供を預かってくれる、面倒見てくれる施設は色麻にないねという話なんです。けども、障害者計画を立てている以上は、やはり障害を持っている人たちが、安心して住み慣れた土地に、その地域で暮らせる環境を整える義務が町にはあんだと思います。計画上ね。だから、そういう計画を町ではどう、計画で

ない、こういう高齢の親が障害を持ってる子供の面倒を見ている状況の中で、自分に健康的に将来的に不安だから、その子供が安心して暮らせる場所を何とか探さなくない。でもない。では、町ではそういうのに対してどういう対応してくれるんですかと。そして、昼間の時間帯支援を行う生活サービス、結局夜帰るわけでしょう、そうすると。日中はおろか、夜も面倒見られない状況を言ってるんですよ、親は。それに対して、町としてどういう対応をするのかなという疑問があったもんですから、今回出したんですけども、どういう対応していただけるんでしょうか、町長。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 親、介護者のですね、重度化や、高齢化、親亡き後ということになると思いますが、それを見据えてですね、町では、今回の計画にも載せてますが、生活支援拠点の整備というものを目標として掲げております。そちらはですね、例えば緊急時の受入れの対応とか、そういったものとかあとはグループホームとかそういったところでのですね、体験とかを通じて、そういったものに慣れさせるというかですね、そういったところもありますし、あと専門的人材の確保、養成、それとあとは相談機能の充実、そういったところを含めた全体、そういったものを全て含んだような形のものを生活支援拠点といって整備するよというふうに、計画には国のほうからの指針もありまして、そういった形で載せているような状況です。

色麻にはそういったのを建てるというような方法ではなくて、一つやり方として、面的整備といいまして、そういった機能の有する施設をつなぎ合わせるというか、そういったところとの連携を図ってですね、整備を進めるという方法がありまして、そちらのほうを、先ほどから申し上げております自立支援協議会のほうで、課題を共有してですね、一応面的整備というような形で進めるというところを結論づけて、それに向かって進んでいるというところがございますが、相談とかそういったところに関しましても、重要な部分でありますので、そういったところもより充実させていく必要がありますし、緊急時の受入れ先となると今度短期入所施設とかになります、そういったところも、近くにはありませんが、大崎圏域のところとかともですね、ちょっと今後連携を図って、そういった機能を持ってもら。または、グループホームといったところが、できれば町内にどっかの事業所来てくれたりすればいいんですけど、そういったところがなければ近いところと連携を図るとか、そういったところについて、今議論を進めているというような、それに向かってどうやっていったらいいか、そういったところを検討しているというような状況でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 面的なつながりね。そういうものを重視しながら進めていくという話なんですけれども。

まだ、この前ちょっとこのことに関して話聞いた人はまだ70代なつばかりなんです、正直言って。今んところは健康には不安はないの、その方はね。ほかの方は分かりま

せんけれども。ただ今後、あしたどうなるか分からないような状況の中で、3年後、5年後、10年後っていうことになってくると、一般論としては子供より先に親が亡くなるわけですね。そうしたときに、自分が弱ったり亡くなったりしたときに、どっちかが欠けたときにどうしたらいいのかなっていう心配事はあるんですっていう話だった。やっぱり、そういう話が町には届いてるかどうか分かりませんが、現実的にそういう話が出てるんです、今、色麻でも。

だからそういう人たちに対してね、面的な連携を取りながらっていう話ね。今、町である支援グループとか町の諮問してる機関もあると思いますけれども、そういうところで相談しながらやっていくだけでは、この要望には応えられないんじゃないのかなと思うのね。将来に、障害を抱えてる子供を持ってる親に対して、将来的なそういう不安に対しては応えていけないような気すんです。だから今投げかけてるの。そいづがせっぱ詰まってからでは遅いんですよ。だから、どうなんでしょうかねということで町長に言ってる。町長に言ってるというか、町長に一般質問という形で出してるのね。こういう話が表面化してきてからでは遅いんですよ、実際。そういうことに対して考え方持ってるのかなと、町として持ってるのかなという思いなんです。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 言わんとすることについては理解しました。私も、そういう方に話を受けておりますので分かりました。ただ、これは町だけでそういう受皿を整備できるか、あるいはさっき言ったように区域って、大きい区域の中でそういう施設を整備する必要があるか、そういうのはちょっと検討しなくちゃならないだろうというふうに思います。

全て町で完結できればそれにこしたことはございませんが、果たしてそこまでできる状況にあるかどうかについての判断もしなくちゃなりませんので、いずれ今言われたことについての受皿については、必要性については十分理解しました。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 五十二、三億円のね、予算を立てるのにも、本当に知恵を絞って予算つくってんだと思います。いかにしてその中で、限られた予算の中で、住民サービスを低下させないで、むしろ向上するように皆さん知恵を絞って予算組んでんだと思います。それは色麻町だけで、多分何十億円とかかるかもしれないような、少なくとも1億円、2億円ではできないかもしれない施設を、色麻町単町でどうこうということ言ってるわけではございませんので、勘違いはしないでほしいと思いますけれども、そういう意味でいえば、課長が言った面的な連携を持ちながらというのはそうなんだろうなと思ってますけれども。

やはりそういう、こういう人もいるんだよっていうことを、やっぱり知っていただかないと、実際計画倒れになる可能性もあるし、またそういうことを知らないと計画すら入らない場合だってあるわけですから。だから、町長は聞いてるっていう話のようですので、やっぱり私だけではないんですよ、聞いてんのはね。多分、職員の方も含めて、

議員の方も含めて、もしかしたらそういう話あんのかもしれません。だから、今回こういう問いかけをしたわけですがそれでも。

ぜひ将来に不安を持ってる親がいるんだっていうこと、それを分かった上で、単町での事業計画は無理でも、さっきの言ったような面的なつながりを持ちながら対応していくんだっていうのであれば、それはそれでいいので、それをしっかりと煮詰めてって、そういう方々の、不安を持ってる親たちのその不安を少しでも取り除けるような、そういう計画を、そしてまた面的なつながりっていうのであれば、やっぱりそういうのもしっかりと、打合せというか、すり合わせしながら、納得のいく、安心して暮らせるような、そういうような計画に結びつけてほしいなと思いますので。ぜひこれは今のうちから考えていただきたいと思います。

さっきも言ったように、とにかく町長に、一般質問だからお願いしますという言葉は使えないんだと思いますけれども、町長に改めて問いかけておきますけれども、やはりさっきも言ったようにね、障害を持ってる人でも本当に安心して暮らせる地域づくりってのが一番大事なんですよね。そういう環境をやっぱり整えてあげる、そういうのが福祉だと思いますので。もちろんこれは障害者に限ったことではなくて、さっき言った社会的弱者と言われる方々、高齢者とか、妊婦の方もそうですよね、ある意味で言えばね。そういう方々も含めて、そういう方を含めていいのかどうか分かりませんが、一般論的に見れば。先ほど3番議員が言ったように、健常者と言われる視点から見たのと違うんですよ。だからやっぱりその立場になって見た中でのそういう思いやり、いたわりを持ったような、そういう計画というのをぜひこれからも念頭に置きながらつくっていただきたいと思いますと思うんですけれども。もう一度回答、答弁をお願いします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） さっき言ったとおりでありますので、そういうことを意識しながら、これから町独自のものということではなくて捉えていきたいというふうに思います。

やっぱり、弱者と言われるような人たちに対する思いということについては全く私も同じでありますし、なおさら工藤議員から言われますと説得力がありますので、そういうことを含めまして考えていきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 思いも寄らない病気になってしまってね。実際、自分の手ながらね、左手も自由に使えないんですよ、いうこと利かないんです、この手ね。足もそうですけれども。そういう中でね、やはりこうなってみなければ分からなかった部分は、今さらながらに自分で気づいて恥ずかしい部分もあるんですけれども。こういう状況になった中で、自分にしかってできないような、見えないような、見える部分と云えばいいのかな。見えないようなじゃなくて、見える部分も出てきたので、このことについてはまた機会を改めて、半年後になるか1年後になるか、その頃生きてつかどうか分かりませんがね、再発率高いもんですから。その辺は、よく検証しながらいきたいと思ってますけれどもね。

この環境づくりは当然ですけれども、障害を持ってる方々がやはり希望の持てるような社会っていうのがうんと大事なんだと思いますので、ぜひその計画、またそういうことに対して実現に向けて、計画倒れになんないように、計画だけで終わらないように、ぜひ、多少53億円の中でももう少し予算をこっちのほうに振り向けていただいて、ぜひやっていただければなと思いますので、次に移りたいと思います。

収入についてまだ、支援策についてまだ回答もらってませんでしたよね。確かね。回答をもらったら次に移ります。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） それでは、収入支援についてですが、現在施設等を利用されている方のほとんどが障害年金を受給されているというような状況でございます。さらに、就労系のサービスを利用していれば作業賃金が収入に加わるというようなことになります。

一方で、入所等の費用は応能負担とされており、所得段階に応じた負担上限額が設定されております。施設に入所されている場合、食費、光熱水費を実費負担しても、少なくとも手元に2万5,000円程度が残るよう補足給付があります。

また、グループホームを利用する場合も、月額1万円を上限に家賃補助があるというような状況でございます。

そういった状況からですね、現制度におきましても軽減措置が図られておりまして、ある程度自立した生活が送れるような制度になっているというふうに考えております。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 13分しかってないので、これは後から担当課に行って聞きますので、次に移ります。

④に移ります。空き家をグループホームなどにする考えはありませんかということで出しました。何か、先ほど来の回答、答弁聞きますと、そういう考えも全くないようなふうに聞こえるんですけれども、まずもって答弁をお願いします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 現在、空き家をグループホーム等に改築整備をして法人に運営していただくという考えは、予想されたとおりですけれども持っておりません。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 似通った質問内容なので行ったり来たりしますけれどもね。空き家をグループホームなどにする考えはございませんかというのと、現時点ではありませんという答弁、ゼロ回答なんですよね。おかしい。ノーマライゼーションの理念、先ほども言ったように総合支援法の理念、それにのっとった回答なのかなというふうな、ふうに思います、正直言って。町では、この計画書の中では整備に向けてまいりますというふうに言っている、計画書の中で。6期計画の37ページ、地域での生活の継続についてという項目で、アンケート取りましたよね。その結果としてまとめ出ているんですけれども、家族と暮らしているが87.4と非常に高く、最も高く、今後も家族と一緒に生活

したい82.1、そして多くの方が引き続き住み慣れた地域や自宅での生活を望んでいるというふうに結んでいますね。そういう住み慣れた地域、今後一般の住宅で独り暮らしをしたいやグループホームなどを利用したい、福祉施設で暮らしたいという回答は現状より高くなっていますというふうにまとめてますよね。障害者のある方が独り暮らしやグループホームなどによって地域で生活するための支援、必要に応じて施設で生活できるようなサービス提供体制の整備を進めていく必要がありますというふうにまとめるわけですね。そうしたときに、このグループホームを空き家にする考えはないっていうのはちょっと、この計画と整合性は取れないような気がするんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 答えいたします。

今回の質問に関しては、空き家をグループホームにする考えはということでございますが、もっと広い意味合いで申し上げますと、やはりグループホームとかそういったもの、先ほど申し上げました地域生活拠点の整備とかには一つの項目になっております。そういったところでは、町としてそういったものがあるっていうのにこしたことはないんですが、町で今だともうそういったグループホームとかも運営している法人等があっちこっちにありますんで、そういったところの事業所がこちらのほうに来ていただけるような働きかけ、そういったものをしていきたいとは思っておりますが、町で建物を改築等々して、そこを使ってやってくださいっていうのは、ちょっと今の段階では考えてないというような回答でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 考えてないっていう答弁ですっていうところ、これは令和3年の6期計画の、6期計画の中なんですよこれ。今既にもう7期計画に入っている。6計画終わったからこれで終わりなんですか、これ。6期計画を、だから6月に聞いたのは、6期計画を踏まえて7期計画にどういうふうに反映したんですかっていうのを聞いてるわけだ。要するに継続してるわけだよね、計画って、全て。これゼロ回答だ、今のはね。だから、それでは整合性が取れないんじゃないんですか。一步でも二歩でもね、前進したところ認められないの、この37ページのまとめから見ると。そこにやるさんが来ていたいたのは大変うれしい、ありがたい。それについては、今後とも期待したいと思います、町では。ただ一方では、こういうふうに住民のニーズに応じた各種福祉サービスの提供体制を整備していくことが重要ですよって言うておいて、整備しないんです、整備しないんだよ、町長。今の現時点では考えていないんだから。この計画3年終わったのは、もう。令和3年に計画つくって策定して、新たな計画にこいづ、6期が引き継がれて、新たな計画が今動いてるの。その中でゼロ回答はないんじゃないですか。うそ言ってることになるんだよ、正直言って。うそという言葉、使いたくありませんけれども。

だから、この計画にのっとして、沿って、一步でも二歩でも前進したっていう、前進するんだっていう、前進するためにこうします、こうしたっていう、そういうことをな

んですよ。ただ計画するだけだったら、絵に描いた餅と同じなんだよ、町長。絵に描いた餅じゃないでしょう。障害者総合支援法からいっても。やれとは言ってます、法律では。でも、そのやる義務があるわけだから、障害者総合支援法にのっとって。だから、相談の支援とか情報提供とかっていうのはこういうのは、ある意味ではしてるんだと思う。けども住民ニーズに応じた、各種だからいろんなことがある、確かにね。ただ、その中の一つにやっぱりその施設、町でできるのは多分グループホーム的な、空き家を活用、利用したグループホーム的なものしかできないんだろうなと思うから、こういう質問にしたんですよ。それが、現時点で考えてないんですか。もう、この計画つくった段階でも3年、4年目に入ってるんですよ。だったら、さっきも言ったようにね、まるっきりいいかげんだこれは、この計画は。これではね、全然ノーマライゼーション理念にかなってないと思いますよ。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 結果的には計画の見直しということになるわけですけども、やっぱり状況は変わってね。今、そこにやるという話が出たからですけど、民間でこの分野について一生懸命やってもらってるわけですよ。これを、仮に町も例えばやるとなれば、競合するということになって、果たして採算今度は取れるかどうか、仮にですよ。そういうこともありますので、相当の障害の方々が利用する方が相当多いということで対応し切れない状態だというのであれば、それは別ですけども、今の段階で、さっきも言ったように、町内の人たちだけでない方のほうがむしろ多いんですよ、利用されている人たちは、聞いてみますと。そういうことからいって、町でこの施設をですね、グループホームを、障害者のためのグループホームを新たに作る必要があるかなという思いもありますので、あればあるにこしたことはないと言われるかもしれませんが、そういうことでの見直ししながら進めている状況だというふうに理解してもらえばいいんだろうと思います。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 理解してほしい、いただければありがたいって、理解しません。

時間がないので、⑤番の障害者総合支援法により難病が障害福祉サービス等の対象になりました。町内に難病認定者は何人いますか。

⑥申請等の手続に関しての周知や対応をどのようにしていますか。

⑦令和6年4月1日より対象となる難病が新たに追加されました。町民の皆さんに対しての周知、という、あと3つ出してますか。

回答をお願いします。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） ⑤番についてですが、こちらは難病認定者としての把握はしておりませんが、指定難病患者医療費助成制度の受給者数、そちらは令和5年12月31日時点で45人というふうに伺っております。

続いて⑥番の申請等の手続に関しての周知対応はということですが、指定難病患者が

申請を要するケースといたしましては、医療費助成制度の手続になるかと思われます。指定難病の制度では、都道府県等から指定を受けた指定に限り医療費助成、特定医療費支給認定ということになりますが、こちらの申請に必要な診断書を作成することができます。また、申請窓口は県の保健所等が管轄としていることでありまして、町の広報等では周知は行っていないというような状況でございます。

続いて⑦番の、令和6年4月1日から難病が新しく追加されたというところの周知ですが、さきに申し上げましたが、指定難病の制度は指定医による診断書を基に申請等が行われるといった流れとなっておりまして、医療費助成制度の申請窓口である県におきましても、広く県民にといった周知ではなく、指定難病医等へ新たな疾病の追加等を周知しているといった、そういった状況でありますことから、町の広報等での周知は行っておりません。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） ありがとうございます。

先ほど町長がね、言った答弁、競合する可能性はあるんですか、町内にグループホームつくることが。分かんない、言ってることが。別に色麻町にそういう業者の方が来てね、グループホームつくって、そしてそういう方々を入所させてどうのこうのっていう計画があって、それに対して町でそいつをやりなさいということ言ってんじゃないの。この6期計画で、総合的に取りあえずそういうものに対して整備していく必要がありますよって言っているから、そういうグループホーム等についてつくる考えはないんですかって聞けば、現時点ではないで、ゼロ回答だから言うのであってね、そうではないと思いますので、とにかくノーマライゼーションの理念に従ってね、年齢や障害の有無にかかわらず、基本的に権利や普通の生活が保障されている状態をとってなってますので、これから考えていただきたいと思います。終わります。

○議長（天野秀実君） 以上で、1番工藤昭憲議員の一般質問が終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後3時53分 休憩

午後4時01分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第3 報告第8号 専決処分の報告について

（令和6年度色麻町一般会計補正予算（第5号））

○議長（天野秀実君） 日程第3、報告第8号専決処分の報告について（令和6年度色麻町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告の内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 報告第8号専決処分の報告について（令和6年度色麻町一般会計補正予算（第5号））につきまして、報告内容の御説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、令和6年10月9日衆議院が解散し、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査が10月15日公示、10月27日に執行されることにより、令和6年度色麻町一般会計予算に変更が生じたので、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第5号の規定により、令和6年10月10日、別紙のとおり専決処分を行ったものでございます。

議案書2ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ598万9,000円を追加し、予算総額を53億1,600万2,000円といたしました。

まず歳入から申し上げます。

議案書7ページを御覧ください。

第15款国庫支出金は、第3項委託金合計で598万9,000円の増額で、衆議院議員選挙費委託金596万9,000円の増。最高裁判所裁判官国民審査費委託金2万円の増となっております。

次に、歳出に移ります。

議案書8ページを御覧ください。

第2款総務費は第4項選挙費合計で598万9,000円の増額で、主なものは第1節報酬では期日前投票所投票立会人報酬21万1,000円の増、第3節職員手当等では時間外勤務手当103万5,000円の増、投票事務従事者手当154万円の増、9ページに移りまして、第12節委託料ではポスター掲示場設置等委託料39万2,000円の増などとなっております。

以上、専決処分の概要について報告させていただきました。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。報告内容の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって報告の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、報告を終わります。

日程第4 議案第70号 色麻町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例等の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第4、議案第70号色麻町乳幼児及び児童医療費の助成に関する

る条例等の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 議案第70号色麻町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部改正について提案理由を御説明いたします。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が令和5年6月に公布され、マイナンバーカードと健康保険証が一体化され、従来の健康保険証が新規発行されなくなることに伴い関連する3つの条例を一括して改正するものであります。

この改正により、現行の各条例では医療費助成の受給者に対し医療機関の窓口で保険者証または組合員証の提示を規定しておりましたが、健康保険証が新規発行されなくなることに伴い資格確認の方法がマイナ保険証や資格確認書などの電子資格確認等によって行われることとなったため、規定を改めるものであります。

なお資格確認書とは、12月2日以降現行の健康保険証が発行されなくなることから、マイナ保険証未登録者の方へ健康保険証に代わるものとして発行されるものであります。

条例の具体的な改正内容につきましては、配付いたしました新旧対照表で説明いたします。

審議資料1ページをお開きください。

第1条では、色麻町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例第8条の一部を改正するものであります。

新旧対照表の右側、現行の8条本文の下線部分を、表の左側の改正案のとおり改正するもので、被保険者証又は組合員証とともにを、国民健康保険法又は規則で定める社会保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けた上、に改めるものであります。

次に、第2条では、色麻町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第8条の一部を改正するもので、被保険者証又は組合員証とともにを、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は規則で定める社会保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けた上、に改めるものであります。

審議資料2ページをお開き願います。

第3条では、色麻町心身障害者医療費助成に関する条例第8条の改正につきましても、第2条の改正と同様に、被保険者又は組合員証とともにを、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は規則で定める社会保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けた上、に改めるものであります。

議案書に戻っていただきまして、附則といたしまして、各条例は公布の日から施行し、改正後の規定につきましては令和6年12月2日から適用するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第71号 色麻町地域防災計画の変更について

○議長（天野秀実君） 日程第5、議案第71号色麻町地域防災計画の変更についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 議案第71号色麻町地域防災計画の変更について提案理由を申し上げます。

色麻町地域防災計画は、災害対策基本法により国が定める防災基本計画に基づき、色麻町の防災に関する最も基本的な計画として、本町の防災に関し、町や県、警察、消防やライフライン関係機関及び町内外の公共的団体が処理すべき事務や業務について、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧復興対策などの項目別に定めている計画でございます。

平成31年3月に改定した現行の防災計画は、平成28年5月までに改正された災害対策基本法、平成29年4月までに改定された国の防災基本計画、平成30年2月までに改定された宮城県地域防災計画を反映した計画となっています。その後、前回の色麻町地域防災計画の改定から現在に至るまで、災害対策基本法と国の防災基本計画は、平成30年6月から令和5年5月まで計6回の改定がなされております。それに伴い、宮城県地域防災計画も平成31年2月から令和5年11月までの計6回、令和5年5月までに改定された防災基本計画を反映し改定されています。

今回の改定業務においては、これらの国県の計画に準拠し、町の防災計画に最新の防災対策等を反映させることとしたものでございます。計画の改定に当たりましては、国の防災基本計画、各省庁の防災基本指針、県の地域防災計画などとの整合性を取る必要がありますので、各関係機関と調整を行ってまいりました。また、住民の皆様からの御

意見をいただくために、7月1日から31日までの期間を設け、町のホームページと広報紙でパブリックコメントを実施いたしました。これらの経過を踏まえ、去る9月27日に町防災会議を開催し、計画案を御承認いただいたところでございます。

今回の変更は、お手元にある別紙新旧対照表だけで287ページとなりました。そのほとんどは、災害対策基本法をはじめとする水防法などの関係法令、国の防災基本計画、県の防災計画の改正に伴う文言の修正や、加筆、削除等でありますので、本日は主な改正内容の概要のみを説明させていただきます。

まず、平成31年3月の色麻町地域防災計画改定以降、毎年様々な形の自然災害が発生し、その都度国の防災基本計画及び宮城県地域防災計画を修正しており、特に今回の改定に大きく影響あるのが令和2年5月と令和3年3月に改定した国の防災基本計画で、令和元年東日本台風等の災害に係る教訓を踏まえた対応、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策が反映されております。

防災基本計画及び宮城県地域防災計画の改定経過に基づく最近の主な改定内容についてでございますが、1つ目として災害対策基本法の改正に伴う避難情報と警戒レベルの見直し、2つ目が新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策、3つ目が広域的な応援体制の実効性を確保する広域避難等の3点が大きな改定内容となります。

1つ目の災害対策基本法の改正に伴う避難情報と警戒レベルの見直しについては、災害対策基本法の改正に基づくもので、今回の計画改定に当たりこれまでの避難準備、高齢者等避難開始を高齢者等避難に修正、また避難勧告と避難指示（緊急）を避難指示へ一本化に修正をいたしました。また、既に安全な避難が難しい状況の場合に発令する緊急安全確保を新設し、避難指示等に対応する警戒レベルについて対象者ごとに避難行動が分かるよう記載しました。

2つ目の新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策については、災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設運営訓練を実施する旨を新たに記載したものでございます。また、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症発生が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めることといたしました。

3つ目の広域的な応援体制の実効性を確保する広域避難等についてですが、近年は、一市町村の中で住民の避難が完結することが困難となるような広域的な災害が増加していることから、広域避難及び広域一時滞在が必要となった場合、県内の他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該地の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる旨を記載いたしました。

さらに、災害発生時に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、平常時から暴力は許されない意識の普及、徹底を図る旨を記載しました。

また、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ、更衣室、入浴施設等は、昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める旨を記載いたしました。

以上が、色麻町地域防災計画の主な変更の概要であります。町地域防災計画の変更につきましては、色麻町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1項第2号の規定によりまして議会の議決を得ることとなっておりますので、今回御提案いたしました。よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第72号 令和6年度色麻町一般会計補正予算（第6号）

○議長（天野秀実君） 日程第6、議案第72号令和6年度色麻町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 議案第72号令和6年度色麻町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,493万7,000円を減額し、予算総額を52億9,106万5,000円といたしました。

まず、歳入の主なものを申し上げます。

議案書24ページを御覧ください。

第1款町税は合計で7,421万7,000円の増額で、第1項町民税で個人町民税が2,519万2,000円の増、第2項固定資産税が4,902万5,000円の増となっております。

第9款国有提供施設等所在市町村助成交付金は、交付額が確定したことにより449万6,000円を増額するものです。

第11款地方交付税は、震災復興特別交付税の返還に伴い254万5,000円を減額するものです。この返還については、平成23年から24年度に大崎地域広域行政事務組合が実施した消防救急無線整備工事について、受託事業者である株式会社富士通ゼネラルの談合行為に伴い排除措置命令を受けたため、関係経費のうち震災復興特別交付税分を返還するものです。なお、返還につきましては、株式会社富士通ゼネラルこちらから大崎広域、大崎広域から色麻町、色麻町から宮城県、宮城県から県へという手順で返還を行いますが、申し訳ありません、国への返還とこの順番で行いますが、町から宮城県への返還方法につきましては、令和6年度、今年度の震災復興特別交付税交付額と相殺することとなっております。

議案書25ページを御覧ください。

第18款寄附金は、ふるさと納税寄附金として8月から10月までの195件分396万9,000円を頂戴いたしております。御寄附を賜りました皆様には改めて深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

第19款繰入金は、財政調整基金繰入金を1億900万円減額し、本年度の予算上の繰入額を4億7,270万円といたしました。

第21款諸収入は、第4項雑入において消防救急無線整備工事に係る国庫補助金返還命令に伴う返還金として254万5,000円の増。過年度分、色麻町社会福祉協議会補助金精算に伴う返還金205万7,000円の増。合計で456万7,000円の増額などとなっております。

26ページを御覧ください。

第22款町債は道路等整備事業債で、元小野田線舗装補修工事、東原二号線舗装補修工事の完了に伴うもので、60万円の減額となっております。

次に歳出に移ります。

27ページを御覧ください。

第2款総務費は合計で568万4,000円の減額となりました。主なものは、第1項総務管理費6目財産管理費で、防犯灯台帳管理システム更新業務委託料318万円の減、統合型GIS構築運用業務委託料95万4,000円の増、役場庁舎第1会議室床改修工事の完了に伴い25万3,000円の減、備品購入費で公用車購入を予定しておりましたが、年度内納入が不可能となったことから公用車購入費195万円及び関係諸経費9万1,000円の減額を行っております。9目諸費では、ふるさと納税関係広告料50万円の減、ふるさとまちづくり基金積立金として396万9,000円を増額するものです。

28ページを御覧ください。

第2項徴税费では121万円の減額で、主なものは住民税システム改修業務委託料99万円の減、税務システム改修業務委託料44万円の減などとなっております。

29ページを御覧ください。

第3款民生費は合計で691万1,000円の減額で、主なものは第1項社会福祉費7目障害者福祉費で、過年度分各種負担金補助金の国県への精算に伴う返還金として合計で304万2,000円の増などとなっております。

第2項児童福祉費では、1目児童福祉総務費で児童手当システム改修業務委託料44万円の減、30ページに移りまして、8目認定こども園整備事業費で色麻幼稚園園舎解体工事の完了に伴い955万円の減などとなっております。

第4款衛生費は合計で535万7,000円の減額で、主なものは、31ページ中段に移りまして、第1項保健衛生費2目予防費で大崎市民病院救命救急センター負担金129万2,000円の増、大崎市夜間急患センター負担金58万4,000円の減、過年度分各種補助金交付金の精算に伴う返還金として、合計で94万6,000円の増となっております。

第6款農林水産業費は合計で130万9,000円の減額で、主なものは32ページ上段に移りまして、第12目農業伝習館管理費で、事務室エアコン改修工事の完了に伴い98万4,000円の減などとなっております。

第7款商工費では、地元支援商品券事業の完了により事業委託料36万3,000円の減、送料19万1,000円を減額するものでございます。

第8款土木費は合計で255万9,000円の減額で、主なものは第2項道路橋梁費ではいずれも工事完了に伴う減額で、元小野田線舗装補修工事費等65万2,000円の減、第4項住宅費では花川住宅給湯器改修工事の事業完了に伴い210万3,000円の減となっております。

33ページを御覧ください。

第10款教育費は合計で330万1,000円の減額で、主なものは第1項教育総務費で、私立幼稚園通園支援給付金事業で50万1,000円の減、34ページに移りまして、第2項義務教育学校費では1目学校管理費で、トイレ手すり等設置工事費99万円の増。

第3項幼稚園費1目旧色麻幼稚園費では、園舎解体に伴う園舎警備業務委託料40万円の減などとなっております。

35ページを御覧ください。

第5項保健体育費は、3目屋外運動場管理費で庭木管理委託料26万1,000円の減、屋外運動場フェンス改修工事に伴い周辺松等の伐採処分等委託料110万円の増、駐車場区画線設置工事の完了に伴い24万4,000円の減などとなっております。

5目学校給食センター管理費では、昇降式消毒保管器購入費で事業完了に伴い31万6,000円の減などとなっております。

第12款公債費は6万2,000円の減額で、37ページの償還明細書のとおり、地場産業振興施設整備事業債の繰上償還により利子償還額が減額となったことに伴う補正であります。

第14款予備費は48万円を増額し、歳入歳出予算の調整を行いました。

次に、17ページにお戻り願います。

第2表債務負担行為の補正ですが、例規システムソフトの使用から、20ページ、学校

給食センター給湯設備保守点検業務の委託まで合計27か件を追加するものであります。

続きまして、21ページを御覧ください。

第3表地方債補正ですが、工事の完了実績に基づき道路等整備事業債の限度額を1,840万円から1,780万円に変更するものでございます。

以上、令和6年度色麻町一般会計補正予算（第6号）の概要を申し上げましたが、詳細につきましては款項追っての質疑の際にお答えいたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。小川一男議員。

○8番（小川一男君） 今回の補正予算は、歳出において精査並びに中間検査を得て、2,493万7,000円の減額、それを受けて、先ほどの説明ありましたが、資料22ページ、歳入において町税あるいは国有提供、主な項目を増額により、その差額を基金として繰り入れた、要するに本来であれば当初予算で要望事項も本来であればあったにもかかわらず、9月の段階で交付税の大幅な繰入れがあったために内部留保に努めるような形で今回は補正予算を組んだのか、そういう認識でいいのかお聞きします。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） お答えいたします。

今回の補正予算につきましては、まず入ってくるべきところをですね、再度の見直しをかけていただきました。本来であれば3月の段階で、町税などはですね、補正を入れていただいて、収入の額の部分を確定していただいていたところでございますけれども、この辺はもう少しシビアに見ていただくということで、上げていただいたところでございます。

それから国有提供、市町村のですね、助成交付金につきましても、これも決定したということで、形として今回計上させていただきましたけれども、小川議員おっしゃるとおりですね、来たものをですね、基金を9月の段階ではかなり大きな金額を繰り入れたという形取りましたけれども、その部分、少し余裕が見えた部分がございますので、繰入額を減らすために、今回このような補正予算を組ませていただいたということでございます。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） 内容等について分かりました。

要するにですね、内部留保というか、その辺も十分に勘案して対応した補正予算ではなかったのかと私は認識しています。今、担当課長からも説明ありましたが、それではもう1点、数字的な面ですが、今回減額する金額が2,493万7,000円ですよね。これは9月にですね、減債基金に繰り入れた金額2,494万3円と何か関係あるんでしょうか。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） お答えをいたします。

9月の段階で減債基金の金額ですね、非常に似通った形での数字ということでございますが、この減債基金の関係と今回の補正予算の関係につきましては全く関係がございませんで、偶然このような形になったということでございます。

以上でございます。（「了解」の声あり）

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ございますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書24ページ、歳入から入ります。

第1款町税第1項町民税。（「なし」の声あり）

2項固定資産税。（「なし」の声あり）

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金1項国有提供施設等所在市町村助成交付金。

（「なし」の声あり）

11款地方交付税1項地方交付税。（「なし」の声あり）

15款国庫支出金1項国庫負担金。（「なし」の声あり）

2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

16款県支出金1項県負担金。（「なし」の声あり）

2項県補助金。（「なし」の声あり）

18款寄附金1項寄附金。（「なし」の声あり）

19款繰入金2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

21款諸収入4項雑入。（「なし」の声あり）

26ページに入って、22款町債1項町債。（「なし」の声あり）

それでは、27ページ、歳出に入ります。

2款総務費1項総務管理費。（「なし」の声あり）

次に、28ページに入ります。

2項徴税費。（「なし」の声あり）

3項戸籍住民基本台帳費。（「なし」の声あり）

5項統計調査費。（「なし」の声あり）

29ページ。

3款民生費1項社会福祉費。（「なし」の声あり）

2項児童福祉費。（「なし」の声あり）

30ページ。

4款衛生費1項保健衛生費。（「なし」の声あり）

31ページ。

6款農林水産業費1項農業費。（「なし」の声あり）

32ページ。

7 款商工費 1 項商工費。（「なし」の声あり）

8 款土木費 2 項道路橋梁費。（「なし」の声あり）

4 項住宅費。（「なし」の声あり）

33ページ。

5 項下水道費。（「なし」の声あり）

9 款消防費 1 項消防費。（「なし」の声あり）

10 款教育費 1 項教育総務費。（「なし」の声あり）

2 項義務教育学校費。（「なし」の声あり）

34ページ。

3 項幼稚園費。（「なし」の声あり）

4 項社会教育費。（「なし」の声あり）

35ページ。

5 項保健体育費。（「なし」の声あり）

12 款公債費 1 項公債費。（「なし」の声あり）

36ページ。

14 款予備費 1 項予備費。（「なし」の声あり）

以上で、款項の質疑が終わりました。

次に、17ページに戻りまして、第2表債務負担行為補正、質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

次に、21ページ、第3表地方債補正、質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第73号 令和6年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（天野秀実君） 日程第7、議案第73号令和6年度色麻町介護保険特別会計補正予

算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 議案第73号令和6年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。
39ページを御覧ください。

債務負担行為の設定について御説明いたします。

生活支援コーディネーターの配置については、介護保険法に基づく地域支援事業に位置づけられております。生活支援コーディネーターは地域支え合い推進員とも呼ばれ、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となるサービス提供の構築に向けたコーディネートを行うものであります。

今回の設定は、生活支援コーディネーター業務の委託で602万円を限度額として債務負担行為を設定するものでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

○議長（天野秀実君） それでは、39ページ第1表債務負担行為、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第74号 令和6年度色麻町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（天野秀実君） 日程第8、議案第74号令和6年度色麻町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第74号令和6年度色麻町下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、令和6年度で借り入れた企業債利息と債務負担行為の補正でございます。

初めに、収益的支出から御説明申し上げます。

議案書43ページをお開き願います。

第1款下水道事業費用第2項営業外費用第1目支払利息及び企業債取扱諸費において、前年度からの繰越事業が完了したことに伴う企業債借入れにより、企業債利息が確定したため19万6,000円の増額といたしました。

第4項予備費第1目予備費で19万6,000円を減額し、予算額の調整をいたしました。

次に、資本的収入について御説明申し上げます。

議案書44ページを御覧ください。

第1款資本的収入第2項他会計負担金第1目他会計負担金で19万5,000円増額いたしました。

戻りまして、41ページをお開き願います。

第3条、予算第4条補正後の予定額において、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,848万5,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額710万3,000円、引継金1,408万6,000円、当年度分損益勘定留保資金9,102万5,000円、建設改良積立金627万1,000円で補填するものといたしました。

第4条債務負担行為でございますが、予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加することといたし、個別排水処理施設維持管理業務の委託並びに色麻浄化センター移動式汚泥処理運転管理業務の委託について、令和6年度から令和7年度までの期間で限度額をそれぞれ1,430万円、2,000万円と定めるものでございます。

第5条、予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は2億6,406万5,000円に改めることといたしました。

以上、提案理由の御説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書43ページ、収益的支出から入ります。

1款下水道事業費2項営業外費用。（「なし」の声あり）

4 項予備費。（「なし」の声あり）

それでは、44ページ、資本的収入。

1 款資本的収入 2 項他会計負担金。（「なし」の声あり）

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額。（「なし」の声あり）

引継金。（「なし」の声あり）

当年度分損益勘定留保資金。（「なし」の声あり）

建設改良積立金。（「なし」の声あり）

以上で、款項の質疑が終わりました。

次に、41ページに戻りまして、第 4 条債務負担行為、質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

次に、42ページ、第 5 条他会計からの補助金、質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 75 号 令和 6 年度色麻町水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（天野秀実君） 日程第 9、議案第 75 号令和 6 年度色麻町水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第 75 号令和 6 年度色麻町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の 2 次交付分が確定したことによる補正であり、予算第 4 条に定めました資本的収入の補正を行うものであります。

まず初めに、資本的収入につきまして御説明申し上げます。

議案書 47 ページをお開き願います。

第 1 款資本的収入第 2 項国庫補助金第 1 目特定防衛施設周辺整備調整交付金では 3,223 万 2,000 円の増額といたしました。

戻りまして、46ページを御覧ください。

補正後の予定額において、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額190万2,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額190万2,000円で補填するものいたしました。

以上、提案内容の御説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書47ページ、資本的収入から入ります。

第1款資本的収入2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額。（「なし」の声あり）

過年度分損益勘定留保資金。（「なし」の声あり）

当年度分損益勘定留保資金。（「なし」の声あり）

以上で、款項の質疑が終わりました。

これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議員の派遣について

○議長（天野秀実君） 日程第10、議員の派遣についてを議題といたします。

派遣の内容に関しましては、議員各位のお手元に配付したとおりであります。議員の派遣につきましては、このとおり派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、このとおり派遣することに決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要する場合は、その取扱いを議長に一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取扱いは、議長に一任されました。

日程第 11 委員会の閉会中の継続調査承認について

○議長（天野秀実君） 日程第11、委員会の閉会中の継続調査承認についてを議題といたします。

産業民生常任委員長から、現在委員会において調査中の調査事項について、会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申出がありました。

調査事項については、御手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。産業民生常任委員長からの申出のとおり、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、産業民生常任委員長から申出のとおり、委員会の閉会中の継続調査は承認されました。

○議長（天野秀実君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和6年色麻町議会定例会12月会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議は、この後、明日12月5日から次の会議までを休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、明日12月5日から次の会議までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後4時48分 散会